

# モデルインフラ整備事業の実施に 関する業務手引き

(執務参考資料)

昭和53年10月

国際協力事業団  
農業開発協力部

農開発
JR
78-17



JICA LIBRARY



1008371 [5]

国際映画事業団	
受入 月日 '84. 5 21	100
登録No. 06217	80
	ADD

マイクロ  
フィルム作成

## は じ め に

昭和52年度から新たにモデルインフラ整備費が予算措置されるに至りこれまで技術協力プロジェクトの推進上、大きな隘路の一つであった。プロジェクトの基盤整備が小規模ながら、わが国の経費負担（相手国ローカル・コストの肩替り負担）により、計画的にかつ、プロジェクト発足の初期段階に実施できるようになった。

この予算措置により実施される事業はモデルインフラ整備事業と呼ばれ、プロジェクトのモデル的な基盤となるインフラストラクチャー（試験圃場、試験林、苗圃等）を対象とし、プロジェクトの効率的実施を図る上で、早急に整備する必要がある、かつカウンターパートの訓練等専門家の活動の場を整備するものである。

昭和52年度以来、当該整備事業の実施を図る上で必要となる実施要綱の作成、諸手続の整備、関係者との協議、海外事務所長等への往復事務連絡、施工管理専門家の派遣及び巡回指導チームの派遣等鋭急、検討ならびに作業を積み重ねて参ったところようやく当該整備事業も軌道に乗ったといえる段階となった。

勿論円滑な事業の推進のためには、いまだ幾多の課題が残されているが、とりあえず、当該事業実施のための執務参考用としてこれまで行ってきた諸検討、諸手続及び関係規定等をここに取りまとめたものである。

実施担当者等によって、この業務手引きが活用されれば誠に幸いである。

昭和 53 年 10 月

農業開発協力部長

金 津 昭 治



# 目 次

はじめに	
I モデルインフラ整備事業の趣旨	3
II モデルインフラ整備事業の実施方針	7
1. モデルインフラ整備実施要綱の作成経緯	7
2. 同上要綱の解説	8
3. モデルインフラ整備事業の実施手順	12
資料II-1 モデルインフラ整備実施計画	14
資料II-2 モデルインフラ整備実施要綱の運用に当たっての留意事項	16
資料II-3 モデルインフラ整備事業に係る請負工事の契約締結に当たっての留意事項	19
資料II-4 モデルインフラ整備事業に係る請負工事の監督に当たっての留意事項	20
資料II-5 モデルインフラ整備事業に係る請負工事の検査に当たっての留意事項	21
資料II-6 モデルインフラ整備費申請書作成要領	22
資料II-7 海外におけるプロジェクト基盤整備費、応急対策費、専門家生活環境整備費、機械供与費及び携行機材費の執行について	25
資料II-8 役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて	27
III モデルインフラ整備事業に係る一連の事務手続	67
1. 昭和52年度モデルインフラ整備費申請書の作成及び提出について（昭和53年2月6日担当理事→関係海外事務所長及び関係プロジェクト・リーダー）	67
2. 昭和52年度モデルインフラ整備費申請（関係海外事務所長→総裁）	82
3. 同申請書の内容に関する意見及び質問（昭和53年3月10日TX.JICAHDQ→関係海外事務所長）	151
4. 実施計画書の作成及び実施協議（昭和53年3月事業団↔外務省）	151
5. 昭和52年度分モデルインフラ整備事業に関する支給額及び工事内容の通知について（昭和53年3月30日事業主管部長→関係海外事務所長）	178
6. 昭和52年度支出予算繰越承認申請（昭和53年3月31日農林業計画調査部長→契約担当役理事）	182
7. 昭和53年度（繰越予算）前渡資金示達申請（昭和53年4月1日事業主管部長→契約担当役理事）	185

8	昭和53年度(繰越予算)支出予算実行計画予算示達(昭和53年4月1日 契約担当役理事→農林業計画調査部長) .....	188
9	事業執行指示(昭和53年4月11日TX、JICAHDQ→関係海外事務所長) .....	190
10	昭和53年度(繰越予算)前渡資金通知について(昭和53年5月17日契約 担当役理事→関係海外事務所長) .....	190
11	昭和53年度(繰越予算)農林業協力費プロジェクト基盤整備費の送金につ いて(昭和53年6月6日事業主管部長→関係海外事務所長) .....	192
N モデルインフラ整備事業に係る工事請負契約関係書類について .....		197
1	外務省在外公館が行う施設工事契約書の標準フォーム .....	197
2	タイかんがい農業開発プロジェクトにおける事例 .....	210
3	マレーシア水管理訓練計画プロジェクトにおける事例 .....	256
4	インドネシア養蚕開発プロジェクトにおける事例 .....	292
5	フィリピン・カガヤン農業開発プロジェクトにおける事例 .....	303
6	フィリピン・バンタパンガン森林造成プロジェクトにおける事例 .....	308
V モデルインフラ整備事業に係る工事設計及び施工管理専門家の派遣について		
1	派遣の目的及び担当する業務 .....	313
2	コンサルタント企業等との業務実施契約の締結と技術費の支給 .....	313
3	派遣に係る事務手続の手順 .....	315
4	派遣に係る一連の事務手続の事例 .....	316
資料V-1 農林業協力費、開発協力費及び産業開発費による専門家派遣に 係る技術費の取扱いについて		
VI モデルインフラ整備事業に関する事務連絡の事例 .....		349
VII 応急対策工事の実施手続と事例紹介(参考) .....		383
VIII モデルインフラ整備事業巡回指導チームの調査報告 .....		449
1.	目的 .....	449
2.	業務の内容 .....	449
3.	巡回指導対象プロジェクト及び対象モデルインフラ整備事業 .....	449
4.	チーム・メンバー .....	449



5. 派遣期間及び日程 .....	349
6. 巡回指導チェックリスト .....	350
7. モデルインフラ整備事業の実施に関する打合せ結果のとりまとめ .....	351
8. モデルインフラ整備事業の実施に関する共通指導事項 .....	352
9. モデルインフラ整備事業の実施における問題点と今後の検討課題 .....	469



# I モデルインフラ整備事業の趣旨



## I モデルインフラ整備事業の趣旨

農林業協力プロジェクトは、開発途上国の協力要請に基づき、これまで東南アジア地域を中心として開発途上地域にて数多く実施されてきたところであるが、近年、途上国の要請内容も大規模な農林業基盤整備あるいは地域開発分野にまで及び、これに伴って相手国が負担すべきローカルコストが次第に増大する結果となった。これに対し事業団では相手国の財政事情等を勘案し、ローカルコストの負担軽減を図るべく、派遣専門家の現地活動に要する経費（現地業務費及び現地研究費等）、プロジェクト運営に必要となる圃場及びかんがい排水施設等の応急復旧等に要する経費（応急対策費）及び相手国カウンターパートの現地活動に要する経費（貧国対策費）等の支給を行っているものの、本来、技術協力とは相手国の自助努力を支援するところにその目的を置くものである以上、プロジェクト運営に伴う経費は基本的には相手国にて負担させるべきことを前提としている。

したがって、前述のような方法により相手国のローカルコストの一部肩替り負担を行うことによって、相手国側の負担をある程度軽減することに役立っていることは確かであるが、最近の農林業プロジェクトに見られるように、プロジェクト発足に当り、通常相手国が準備すべき土地、建物のほかに圃場整備（開墾、水路農道等の建設、区画整理、均平等）、かんがい排水施設、試験林等及びこれに附帯して必要な道路、防災施設等のインフラ・ストラクチャーの整備（以下「インフラ整備」という。）が必要となる場合が多く、このため相手国の負担は巨額にのぼり、前述の現地業務費等の支給程度では事実上、相手国のローカルコストの軽減に十分効果を発揮しているとはいえない状況になりつつあり、ひいてはプロジェクトの円滑な運営に重大な支障を生じつつある恐れすらある。

例えば、協力効果の早期発現を図るため、プロジェクト運営に必要不可欠となるインフラ整備をプロジェクト発足の初期段階に措置すべき必要があるにも拘わらず、相手国自身の財政の逼迫による初動資金の欠乏が原因して協力活動の拠点ともなるべき試験、訓練あるいは展示圃場等のインフラ整備が当初計画より大幅に遅延していることが散見される。これが結果として派遣専門家の活動の場の提供を遅らせ、プロジェクトの円滑な運営を阻害する要因の一つとなっていることも否定できない。

また、これとは逆に、相手国がわが国の技術協力を受入れるがため、独自で協力活動の拠点（換言すれば「技術移転の場」といえる。）の整備を行った場合、往々にして、その「技術移転の場」の整備それ自体が、技術的に不完全であるがために、本来それが有すべき十分な機能を備えることなく、逆に技術協力の効果的な実施の障害となる場合すら起りうるものと懸念される。

かかる状況に鑑み、技術協力の実施の初期段階においてインフラ整備を不可欠とするプロジェクトについては、派遣専門家がカウンターパートを直接指導する場として、プロジェクト運営の

収ともなるべき試験あるいは訓練圃場、試験、演習林等の基礎的施設を、派遣専門家の技術指導を通して、わが国の技術協力の一環として整備することにより、農林業プロジェクトの早期実施を促進して、併せてその施設の協力地区内外への展示効果とともに協力の効率化を図るため、相手国の財政事情のいかんによっては、これらインフラ整備に必要となる経費の負担をわが国が肩替りすることができるよう昭和52年度予算で新規に「モデルインフラ整備費」を要求し、措置されるに至った。これにより、今日までプロジェクト運営の一つの隘路なもなっていた。必要不可欠はインフラ整備が、例え部分的にしる、わが国主導型により実施できる制度が確立されることとなった。

## Ⅱ モデルインフラ整備事業の実施方針





## Ⅱ モデルインフラ整備事業の実施方針

### 1. 経 緯

昭和52年度予算で新規に措置されたモデルインフラ整備費の支出に当り、当該整備事業の実施方法において事業団関係部において、前項の予算要求の趣旨を踏まえつつ、検討を重ね、別添参考資料-1の「モデルインフラ整備費の取扱いについての検討素案」を作成するとともに、昭和52年度対象案件について、それぞれの実施設計調査報告書等を参考に別添参考資料-2の「昭和52年度農林業協力費モデルインフラ整備工事計画(素案)」を作成し、外務省と協議を重ねる一方、昭和52年度対象案件に関係する海外事務所長及びプロジェクトリーダーに対しても、前述の参考資料の1及び2のほか、申請書作成方法、事業の施行方式(契約方式が直営方式)及び施行管理の方法等について別添参考資料-3「モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について」に示すとおり意見照会を行った。

これに対し、別添参考資料-4「モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について(回答)」に示すように、関係海外事務所長が、関係プロジェクトと相互協議の上、事業団担当理事あて回答を越した。この結果を中間的にとりまとめたのが別添参考資料-5「モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会に対する回答とりまとめ」である。

これらの結果を勘案し、前述の「モデルインフラ整備費の取扱いについての検討素案」をもとにモデルインフラ整備実施要綱の作成作業を急ぐとともに、農林省等の関係者の意見聴取も行いつつ、最終的に昭和52年2月1日付国協達第1号により「モデルインフラ整備実施要綱(以下「要綱」という。)(資料Ⅱ-1)」を制定した。同要綱に含まれている基本的事項は以下のとおりである。

- a. プロジェクト発足の初期段階に整備することが必要であるモデル的な基盤整備(試験圃場、試験林等及びこれらに関連する必要最少限度の附帯施設)であること。
- b. 相手国政府が、当該基盤整備に係る費用を負担することが著しく困難であると認められること。
- c. 事業の執行は会計役(原則として海外事務所長、海外事務所が存在しない国にあっては、当該プロジェクトの専門家)が相手国政府及び当該プロジェクトの専門家の協力をえて行うこと。
- d. 会計役の補助者として工事の管理、監督等の業務を担当する専門家を派遣することができること。

次に、同要綱に基づく当該整備事業の実施に当っては、同要綱の運用方針及び海外における請負工事の契約締結、監督、検査等の要領、手続を規定化する必要があるが、事業団自体これまで海外においてこの種の工事を自らが施行主体となって実施した一切の経験がないため、当

分の間は国内の諸官庁等が行う公共事業における諸規定を参考にしつつ実施することとし、ある程度の経験を蓄積した段階で、前述の諸要領等の整備を図ることで、とりあえず手続規定上不完全な面を残しながらも、モデルインフラ整備事業の特徴でもある早期着手を図ることを最重点に置くこととした。

ただし、要綱作成段階において関係各者及び事業団関係部と度重なる協議の過程で、了解点に達したものと運用段階において留意すべき事項として整理されたもの等に関しては、資料Ⅱ-2に示す「モデルインフラ整備実施要綱の運用に当たっての留意事項（以下「要綱の運用に係る留意事項」という。）」として、とりまとめ、なお契約締結、監督、検査に係る業務に関しては、事業団会計規程及び他の政府機関における関係諸規定を参考にしつつ、差し当り最少限留意すべき事項について資料Ⅱ-3「モデルインフラ整備事業に係る請負工事の契約締結に当たっての留意事項」、資料Ⅱ-4「モデルインフラ整備事業に係る請負工事の監督に当たっての留意事項」、資料Ⅱ-5「モデルインフラ整備事業に係る請負工事の検査に当たっての留意事項」としてとりまとめ、昭和52年3月7日付関係海外事務所長及び関係プロジェクトリーダーに通知している。

他方、当該整備事業の申請については、資料Ⅱ-6「モデルインフラ整備申請書作成要領（以下「申請書作成要領」という。）」に基づき行うよう、別途関係海外事務所長等に通知している。

## 2. 解 説

要綱及び前述の各種留意事項等の作成過程において、関係者間で意見交換され内容を基礎に、今後の当該事業の実施に資するための要綱等のうち主要事項について解説をつけ加えておくので参考に供されたい。

### (1) モデルインフラ整備事業の定義

要綱第2条中に「モデルインフラ整備とは……モデル的な基盤となるインフラストラクチャーであって、試験圃場、試験林、苗圃、孵化槽等及びこれらに関連する必要最少限度の附帯施設の整備に係る費用をいう。」とあり、ここでいう「等」とは要綱（案）段階で具体的に「訓練圃場、展示圃場、苗畑、採種圃、演示放牧場、演示林、養魚試験池等」と表現されていたものが、とりまとめ整理の上「等」と一括されたものであり、要綱（案）にて記載されていた前述「」事業内の具体的種目は少なくともモデルインフラ整備事業の対象に含まれていると解釈して差しつかえはない。

また「必要最少限の附帯施設」とは連絡道路、導水路、堤防、貯水池、取水施設等が含まれているものと解釈されるほか、ポンプ場上屋等基盤整備の管理上、特に不可欠と認められる場合を除いては、原則として建物は含まないものとされている（「要綱の運用に関する留

意事項」を参照)。

## (2) 事業の採択要件

要綱第3条中に「(1)相手国政府又はそれに準ずるものからの要望があるものであって、かつ相手国政府等がその費用を負担することが著しく困難であると認められること」、「(2)プロジェクトの効果的实施を図るうえで早急に整備することが必要であること」及び「(3)カウンターパートの訓練、技術の演示等専門家の活動の拠点となるものであると認められること」と規定されているが、これらは具体的には、「(1)……」に関しては、相手国政府のプロジェクト責任者(資料Ⅱ-6「申請書作成要領」中の1(2)イによれば、原則として協定あるいはR/Dにおける相手国側職員の長としている)から当該整備事業の実施についての事前了解及び財政上の事情による事業団への経費負担の要請をその内容に含む要望書(要綱第4条3項の申請書の添付書類の一部となる)の提出をうけなければならないこと、「(2)……」に関しては、原則としてプロジェクト発足後、初年度または次年度に差し限り限定されること、及び「(3)……」に関しては本格的協力に先がけ、カウンターパートの養成、訓練の場となりうる施設であって、派遣専門家の技術指導を通して整備されることを前提としていること、と解釈することが可能である。

## (3) 申請書の作成

要綱第4条第1項において「整備事業の申請は海外事務所長(海外事務所が存在しない国にあっては当該プロジェクトの専門家。……)が行うものとする。」とあるが、ここでいう当該プロジェクトの専門家とは、IVの会計役に委任される者と同一人であることを前提としており、当該専門家の人選等の手続についてはIV項を参照されたい。

次に同第4条第2項中「海外事務所長等は、申請にあたっては、……相手国政府等及び専門家と調整を行うものとする。」とは、海外事務所長が申請書(案)を作成の上、相手国政府のプロジェクト責任者及び当該プロジェクト専門家と協議を経て、申請書を完成させる意にも解せられるが、他方資料Ⅱ-6「申請書作成要領」第3項(申請書及び添付書の作成)中に「申請書等の作成は、当該プロジェクト専門家の協力を得て行くと同時に……」とあるように、申請書には工事設計書(「申請書作成要領」によれば、工事図面、数量計算書等も含むものとされている。)及び工事費積算書の添付が義務づけられていることもあって、海外事務所の事務機能では作成が困難な面があり、実質的には当該プロジェクト専門家にこれらの業務を依存せざるをえない状況にある。したがって事実上は、派遣専門家が実施設計報告書等を素材に、相手国政府技術者に対する設計積算業務の指導を行いつつ、これらの申請書関係書類の作成に当ることが間接的に表現されているものと解釈できる。

## (4) 会計役の委任

会計役とは、事業団会計規程第10条、第11条に定めるとおり、海外事務所等において前

渡を受けた資金に係る契約行為、出納命令及び現金の出納等の業務を行う者であり、特別な場合を除いては、海外事務所にあつては海外事務所長がその任にあたることとなっている。

要綱第6条第1項に規定されているように、当該整備費は上述の会計役に対し前渡資金として支給され、会計役によって当該整備事業に係る工事請負契約の締結、監督検査及び契約金額の支払い等が行われることとなっている。したがって会計役が形式上当該整備事業の執行責任者といえることができる。

ところで、要綱第6条第1項中の「会計役（会計役の業務の委任を受けた者を含む。…）」との文言は、資料Ⅱ-7に示す「海外におけるプロジェクト基盤整備、応急対策費、専門家生活環境整備費、機材供与費及び携行機材費の執行について」（昭和52年通達（経）第45号）の中で、プロジェクト基盤整備費（モデルインフラ整備費の予算（項）の執行は、原則として会計役が行うものとするが、同通達第2項2にて「海外事務所が設置されていない国、又は事業場所が海外事務所所在地と著しく遠隔である場合は『役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて』（昭和52年通達（経）第46号。以下『会計役委任通達』という。）の定めるところにより、派遣専門家等に……会計役の業務を委任し、執行させることができるものとする」と規定されていることに関連し、これに該当する場合を表現したものである。なお、「会計役委任通達」は資料Ⅱ-8に示す。

このように派遣専門家に会計役の業務を委任する場合には「要綱の運用に係る留意事項」にも示すとおり、当該プロジェクト・リーダーと協議するとともに委任予定者の同意を得ることは勿論のこと、当該委任予定者の所属先の意向を斟酌し、慎重に行わなければならないとしている。特にこの会計役の委任に関しては、要綱作成段階において関係各者及び事業団関係部と協議した際、重要事項として論議した経緯もあり、この点十分留意する必要がある。例えば、専門家の所属先側の意見として「本来、派遣専門家とは技術指導の任を委嘱された者であり、当然事業団自身が行うべき会計役の任を委嘱されるべき者ではない」との基本的な考え方があることをここで申し添える。

#### (5) 会計役の業務の一部委任

前項(4)にて記述した通り、当該整備事業に係る会計役の業務には、前渡資金の管理、工事請負契約の締結、工事の監督及び検査、並びに契約金額の支払い等があるが、これら会計役の業務の一部についてのみ当該プロジェクト専門家に委任する場合を要綱第7条第2項で規定している。例えば、当該整備事業の施工場所（当該プロジェクト実施地域）が海外事務所所在地と著しく遠隔である場合であり、かつ、特に総裁が必要と認めた場合については主として当該プロジェクト実施地域で行われる工事の監督及び検査等の業務を当該プロジェクト専門家に委任することができる。

勿論この場合においても、前項Ⅳ会計役の業務の全部を委任する場合と同様に「要綱の運

用に係る留意事項（第4項）」に準拠し、「会計役の業務の委任を受ける者」の委任に係る手続を行うこととなる。

(6) 役職員の派遣

要綱第8条中の「……総裁は必要と認める場合、役職員をして、期間を限って会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為等を行わしめ……ることができるものとする。」とは、海外事務所が設置されていない国、又は海外事務所が設置されていても、事務所長が不在である場合等で、かつ、他に会計役の業務を委任すべき適当な者が存在しない場合については、事業団は、事業団役職員を当該整備事業の実施期間の全部又は一部期間に限って、会計役として現地に派遣することができる旨、規定されているものであり、特に必要と認められる場合にはこのように役職員の派遣により一連の会計役の業務が遂行されるよう規定化されているものの、「期間を限って……、契約行為等を行わしめ」と強調されているように、一般的には契約締結時あるいは完了検査並びに契約金額の支払い時等、必要により一時的に派遣されることを意味するものと解釈するのが妥当と考えられる。

(7) 会計役の補助者の任命（または委嘱）

要綱第8条中の「専門家等を派遣し当該整備事業に係る工事等の管理、監督、検査等にあたらせて会計役を補助させることができるものとする。」とは、会計役（原則として海外事務所長、あるいは、前項IVまたはVによりその業務を当該プロジェクト専門家に委任される場合も含む）が会計役の業務の全てを遂行するのが困難と判断され、かつ、当該プロジェクト専門家に会計役の業務の一部委任あるいは、会計役の業務の補助を期待することができない場合、当該業務の遂行に当り、会計役を補助できる能力を有する専門家（通常、短期専門家）を別途派遣することができることを意味している。具体例としては、会計役は海外事務所長が行うが、当該プロジェクト専門家には、現地で行われるべき工事の監督及び検査等、施工管理上の経験と技術を要求される業務に対応できる者がいないとき、施工管理専門家が、当該プロジェクトに派遣される場合がこれに該当し、すでに各関係プロジェクト（相手国政府側）からこの種の短期専門家の派遣要請が提出されている。このように事業団役職員以外の者を専門家として派遣する場合は、施工管理等の技術指導に関し、通常の専門家派遣手続の場合と同様、委嘱行為を事業団が行うことは勿論のこと、同時に前項IVと同様に専門家予定者自身及びその所属先の同意を前提に、会計役の補助者としての委嘱も併せて行うこととなる。したがって、当該整備事業の執行責任者の補助者としての責任と権限が形式に、伴うこととなる。

他方、当該プロジェクトに業務調整員等、経理事務等の遂行に必要な専門家が派遣されていないため、事業団職員を当該整備事業の実施期間に限って、会計役の補助者（主として経理事務面の補助）として派遣することも考えられ、この場合は総裁の任命により行うことと

なる。

### 3. 当該整備事業の実施手順

要綱及び「要綱の運用に係る留意事項」等をもとに実施の手順をまとめると以下のとおりとなる。

#### a. 申請書の提出（海外事務所長等→事業団総裁）

事業主管部長からの申請書提出依頼文書等を受けて、海外事務所長等は申請書の作成を行う。ただし、申請書作成要領に基づき、申請書附属書類として工事設計書、経費概算見積書等を添付することになっており、これらの書類の作成は派遣専門家の協力により行う。

なお、海外事務所が存在しない国にあつては、申請書の提出に先んじて、会計役の業務の委任申請手続を派遣専門家から事業主管部長に行い、事業主管部長は検討の上、会計役の業務を委任する者に対して、総裁名による委嘱状の交付を行う。

#### b. 申請書の審査及び実施計画書の作成（事業団事業主管部長）

受理した申請書を、要綱等との照合の上、審査し、予算額の範囲内で実施計画書（案）を作成する。

なお、実施計画書（案）の段階で、事前に農林水産省の意見聴取を行う。

#### c. 実施協議（事業団→外務省）

実施計画書（案）に基づき、外務省と協議する。

#### d. 計画決定（外務省→事業団）

実施協議を行い、外務省は内容審査の上、計画の決定を行い、それを事業団に指示するとともに、予算の示達を行う。

#### e. 実施方針の通知及び決定額の送金（事業団事業主管部長、同出納命令役→海外事務所長等）

外務省からの指示を受けて、事業団契約担当役（経理担当理事）は、同事業主管部長に予算の執行承認通知を行い、これを受けて事業主管部長は、会計役（海外事務所長等）に代つて、前渡資金の交付申請を契約担当役に対して行うとともに、会計役に対して、工事内容及び支決額を通知（「要綱の運用に係る留意事項（第3項②）」でいう「予算執行の指示」に該当する。）する。他方、前渡資金の交付申請をうけた契約担当役は、出納命令役（経理部長）に対し、当該前渡資金の送金請求を行い、これを受けて出納命令役は会計役に対し送金を行う。

なお、事業団内の経理事務等の流れについては、「要綱の運用に係る留意事項」の（別表）を参照されたい。

#### f. 工事の実施（海外事務所長等）

事業主管部長からの工事内容及び支給額の通知を受けて、海外事務所長等は工事請負契約

書（案）、工事仕様書、設計図等工事請負契約に必要となる書類の作成を、派遣専門家の協力を得て行うとともに、相手国政府機関等と協議の上、契約予定業者の選定を行った上、現場説明、入札、契約予定業者との契約金額等に関する協議等を経て、工事請負契約の締結を行い、工事に着手する。

なお、工事の実施に当り、会計役の業務の一部である工事の監督及び検査等の業務を派遣専門家に委任、あるいは、当該業務に係る会計役の補助者を派遣専門家（別途、短期専門家を派遣する場合も含む）に委嘱する必要がある場合、海外事務所長等（会計役）は前広に「要綱の運用に係る留意事項（第4項）」の手続等を行うこととする。

g. 工事の完了及び報告

工事請負業者から工事の完了報告を受けると、会計役は速かに当該工事の検査を行い、契約書、仕様書及び設計図等に基づき、工事の出来高を確認の上、工事請負業者に契約金額の支払いを行うとともに、検査調査を作成し、完了報告書と併せて事業団（前者は契約担当役、後者は総裁あて）に提出する。

資料Ⅱ-1

モデルインフラ整備実施要綱を次のとおり定める。

昭和53年2月1日

国際協力事業団

総裁 法 眼 晋 作

国協達第1号

モデルインフラ整備実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、国際協力事業団が行うモデルインフラ整備費に基づく基盤整備の実施に関し昭和52年通達(経)第45号に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 モデルインフラ整備費(以下「整備費」という。)とは、農林業協力事業及び農林業に係る開発技術協力事業のプロジェクトの初期の段階において必要であり、かつモデル的な基盤となるインフラストラクチャーであって、試験圃場、試験林、苗圃、孵化槽等及びこれらに関連する必要最少限の附帯施設の整備(以下「基盤整備」という。)に係る費用をいう。

(要 件)

第3条 基盤整備に係る事業(以下「整備事業」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。

- (1) 相手国政府又はそれに準ずるもの(以下「相手国政府等」という。)からの要望があるものであって、かつ、相手国政府等がその費用を負担することが著しく困難であると認められること。
- (2) プロジェクトの効率的実施を図るうえで早急に整備することが必要であると認められること。
- (3) カウンター・パートの訓練、技術の演示等専門家の活動の拠点となるものであると認められること。

(申 請)

第4条 整備事業の申請は、海外事務所長(海外事務所が存在しない国にあつては当該プロジェクトの専門家。以下「海外事務所長等」という。)が行うものとする。

2. 海外事務所長等は、申請にあたって、当該整備事業に関し、相手国政府等及び専門家と調整を行うものとする。
3. 海外事務所長等は、次の各号に掲げる書類を添付して総裁に申請するものとする。
  - (1) 相手国政府等の要望書
  - (2) 経費概算見積書
  - (3) 工事設計書



(4) その他総裁が必要と認める書類

( 認 定 )

第5条 総裁は、申請書を審査し、当該整備事業が第3条の各号に掲げる要件を満たし、かつ、適当であると認める場合は事業を認定し、予算の範囲内で支給額を決定して海外事務所長等に通知するものとする。

( 支給及び会計事務処理 )

第6条 整備費は、会計役(会計役の業務の委任を受けた者を含む。以下同じ。)に支給するものとする。

2. 会計役は、整備費の支給を受けた場合は、当該費用に係る銀行口座を開設し、他の前渡資金と区分して適正に経理するものとする。

( 検 査 等 )

第7条 会計役は、整備事業に係る工事等の実施に当っては、相手国政府等及び当該プロジェクトの専門家と協力し、必要に応じ施工の管理、監督を行うとともに、完了検査、既済部分検査等、検査を実施するものとする。

2. 総裁は、前項に規定する会計役の業務の一部を当該プロジェクトの専門家に委任することができるものとする。この場合において、委任を受けた専門家は、所管の会計役に随時報告を行い、会計役の指示を受けるものとする。

( 役職員等の派遣 )

第8条 前条に定めるほか、総裁は必要と認める場合、役職員をして、期間を限って会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為等を行わせしめ、又は専門家等を派遣し当該整備事業に係る工事等の管理、監督、検査等にあたらせて会計役を補助させることができるものとする。

( 報 告 )

第9条 会計役は、整備事業が完了した場合は、速やかに整備事業の完了報告書を総裁に提出するものとする。なお、総裁は、整備事業の進捗状況に関し、適宜会計役に報告を求めることができる。

( そ の 他 )

第10条 この要綱によりがたい場合、又は特別の事情が発生した場合は、会計役は、総裁の承認を得てこの要綱の定めるところと異なる処理を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年2月1日から施行する。

## 資料Ⅱ-2

### モデルインフラ整備実施要綱の運用に当たっての留意事項

1. 要綱第2条中の「試験圃場、試験林、苗圃、孵化槽等」には、訓練圃場、養魚試験池、演示圃場、展示圃場、演示林、演示放牧場、苗畑、採種圃等を含むものとする。

また、同条中の「附帯施設」には、ポンプ場上屋等基盤整備の維持管理上、特に不可欠と認められる場合を除いては、原則として建物は含まないものとする。

2. 要綱第4条第3項に掲げる書類の作成に当たっては「モデルインフラ整備費申請書作成要領」に基づき行うものとする。

3. 要綱第5条及び第6条第1項に係る手続は以下の手順（別表参照）により行うものとする。

- (1) 海外事務所長等から受理した申請書を事業主管部長が審査の上、適当と認めた場合は実施計画書を作成し、外務省と実施協議を行う。

- (2) (1)の協議の結果、契約担当役（経理担当理事）から予算の執行承認通知を受けた事業主管部長は、会計役（原則として海外事務所長）に代って、前渡資金交付申請書を契約担当役あてに提出するとともに会計役に対し、予算執行の指示（工事内容、金額を含む）を行う。

ただし、昭和52年度予算の執行に関しては、事業主管部長は、昭和53年度への繰越手続を行い、4月1日を目途に上記申請書の提出及び予算執行の指示を行うものとする。

- (3) (2)の指示を受けた会計役は当該整備事業に関し、相手国内の工事請負業者との間に請負工事契約の締結を行うことができる。

- (4) 前渡資金交付申請書を受理した契約担当役は、出納命令役（経理部長）に対し、会計役に対する当該資金前渡を行うよう請求するとともに会計役に対し、前渡資金通知書を送付する。上記の請求を受けた出納役は会計役に対し送金を行う。

4. 要綱第6条第1項中「会計役の業務の委任を受けた者」とは昭和52年10月26日通達（経）第45号に定めるところにより海外事務所が設置されていない国の場合、またはプロジェクト所在地が海外事務所と著しく遠隔の地にあり、かつ、特に総裁が認めた場合において会計役の業務を委任された派遣専門家のことをいい、その場合この委任を行うに当たっては、次の手続により行うものとする。

なお、要綱第7条第2項に基づき、会計役の業務の一部を委任する場合にあっても、同様の手続により行うものとする。

- (1) 海外事務所長は、委任予定者を人選するに当たり、予め当該プロジェクトのリーダー及び事業主管部長に協議するものとする。

- (2) 海外事務所長は、(1)の協議の後、昭和52年10月26日通達（経）第46号「役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて」に基づく委任予定者の同意を得ると

もに、当該同意書を添えて会計役の業務を委任すべき事由、委任予定者氏名、業務の内容、範囲等を記載した「会計役業務委任申請書」（様式の指定なし）を事業主管部長に提出するものとする。

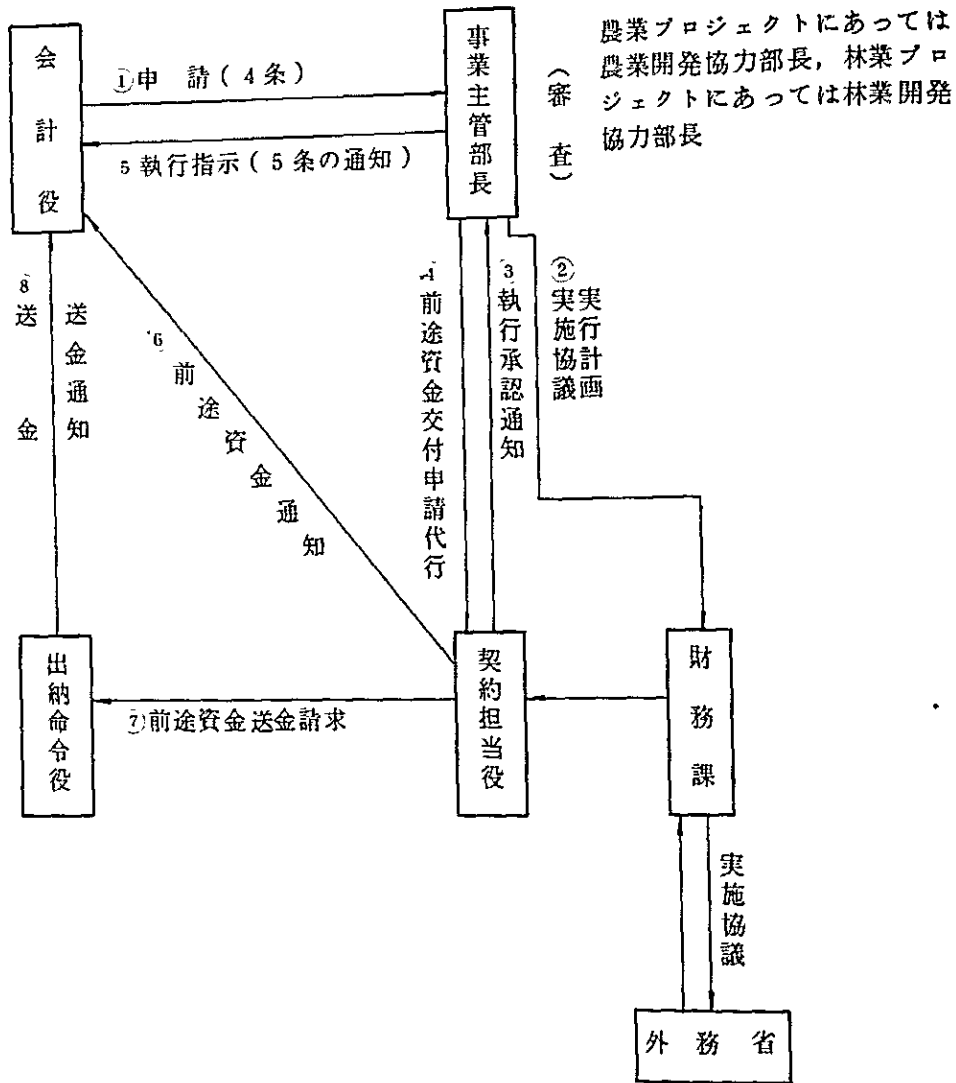
(3) 事業主管部長は(2)の申請書を検討の上、適当と判断した場合は昭和52年10月26日通達（経）第46号に基づき、契約担当役の承認を得ることとする。ただし、この場合事業主管部長は当該承認予定者の所属先の意向を斟酌して行うものとする。

(4) 委任者が決定すれば総裁は業務の内容、範囲等を明示した委嘱状を交付する。

5. 要綱第7条中の監督及び検査の実施に当っては「モデルインフラ整備事業に係る請負工事の監督に当っての留意事項」及び「モデルインフラ整備事業に係る請負工事の検査に当っての留意事項」に基づき行うものとする。

(別表)

昭和52年度モデルインフラ整備費の経理事務等について



- (注)
1. 農林業計画調査部長は③の通知を受けた後、繰越の手續を行う。
  2. 事業主管部長が代行する④の交付申請は、会計細則第54条第2項に定める会計役からの申請とみなす。
  3. ④の交付申請の額は、原則として承認済の実行計画と同額とする。
  4. 事業主管部長は④の申請と同時に会計役に対して⑤の執行指示を行うものとし、契約担当役は④の申請を受理した後、遅滞なく会計役に対して前途資金通知書をもって⑥の通知を行うものとする。
  5. 会計役は、⑤の指示があつた時から契約等の行為をすることができる。
  6. ⑦の請求及び⑧の送金は④の申請に係る金額につき一括して行うものとする。

## 資料Ⅱ－3

### モデルインフラ整備事業に係る請負工事の契約締結に当たっての留意事項

1. 契約の方法は、原則として相手国の法令規則あるいは契約慣習によることとするが、会計規程第49条の定めるところにより、随意契約によることができる。
2. 契約の相手方の選定に当たっては、相手国政府機関または、相手国政府のプロジェクト責任者等と協議の上、行うものとする。
3. 見積書の徴取及び予定価格の設定は会計規程第50条及び第51条によるものとする。  
ただし、契約書の作成を省略することはできない。
4. 契約書を作成する場合、それに記載すべき事項については相手国の法令規則あるいは契約慣習によるほか原則として、次の事項を含むものとする。
  - (1) 工事名 (2) 契約年月日 (3) 契約金額 (4) 契約代金の支払い方法
  - (5) 工事数量 (6) 工期 (7) 監督及び検査の方法 (8) 工事内容及び工期の変更
  - (9) 契約の解除 (10) 紛争の解決 (11) その他契約に定めのない事項の相互協議なお、(4)の「契約代金の支払い方法」については、前金払いは極力差し控えること。また、(9)の「紛争の解決」には、相手国政府機関の協力をもとめられるようにしておくこと。
5. 契約は、会計役と相手国の工事請負業者との間で締結するものとするが、相手国の法令規則及び契約慣習等の範囲内において、可能なかぎり相手国政府のプロジェクト責任者等に契約上の立合を求めものとする。
6. 当該整備費に係る前渡資金の追加支給は原則として行わないので、工事量の変更及び物価高騰等による契約金額の増額変更は極力さけるものとする。ただし、事情やむをえない場合には事業主管部長に報告の上、会計役あて支給された前渡資金の範囲内で対処できることがある。

資料Ⅱ-4

モデルインフラ整備事業に係る請負工事の監督に当たっての留意事項

1. 請負工事の適正かつ円滑な履行を確保するため、会計役及び必要により別に任命される補助者は次項で述べる必要な監督業務を行うものとする。
2. 監督業務には次の業務が含まれるものとする。
  - (1) 契約書、仕様書、設計図に基づき、工事の施行について、契約の相手方に対して必要な指示または承認を行うこと。
  - (2) 必要に応じ、工事施行の立合、出来形部分の確認、工事材料の検査及び工事の完了ならびに既済部分検査の立会等を行うこと。
  - (3) 次に掲げる場合、契約の履行状況について事業主管部長に報告すること。
    - ア. 工事の内容、工期等を変更する必要があるとき
    - イ. 契約の不履行により契約の目的を達することができない恐れがあるとき
    - ウ. その他特に報告の必要があると判断されるとき
3. 会計役は、相手国の法令規則あるいは工事施行慣習等により、特にその必要があると認められる場合は、事業主管部長の承認をえて、相手国政府機関に当該監督業務を委託することができるものとする。ただし、この場合は前項2.(3)の業務は、会計役が委託した者からの報告等に基づき行うものとする。
4. 前項1の補助者の任命に当たっては「要綱の運用に当たっての留意事項」の4項と同様の手続により行うものとする。

## 資料Ⅱ－5

### モデルインフラ整備事業に係る請負工事の検査に当たっての留意事項

1. 請負契約についての給付の完了を確認するため、検査職員として任命された者及び必要により別に任命される補助者は、必要な検査業務を行うものとする。
2. 検査職員の任命は昭和52年3月29日付通達（経）第15号の定めるところにより契約担当役が行いその事務は事業主管部長が契約担当役の承認をえて行うが要綱第8条に規定する「役職員をして、期間を限って会計機関に任命して現地に派遣」する場合を除いては、会計役（原則として海外事務所長）が検査職員の任にあるものとして運用する。ただし、必要に応じて「要綱の運用に当たっての留意事項」の第4項と同様の手続により、専門家等に検査職員を補助させることができるものとする。
3. 検査業務には、次の業務が含まれるものとする。
  - (1) 契約書、仕様書及び設計図に基づき、工事の出来形等の検査を行うこと。
  - (2) 検査を完了したときは、検査調書（別紙様式）を作成し、契役担当役（経理担当理事）に提出すること。
4. 会計役は、相手国の法令規則あるいは工事施行慣習等により、特にその必要があると認められる場合は、事業主管部長の承認をえて、相手国政府機関に当該検査業務を委託することができることとする。ただし、この場合は前項(2)の業務は、会計役が委託した者からの報告に基づき、行うものとする。

## 1. 申請に必要となる書類

## (1) 申請書(様式1による)

記載事項 a. 申請の事由(実施要綱第3条の要件を満たすこと)

b. 工事名

c. 概算工事費

d. 工事内容(i. 工事概要, ii. 主要工事数量, iii. 工期)

## (2) 添付書類

## イ. 相手国政府等の要望書(様式の指定なし)

相手国政府のプロジェクト責任者から海外事務所長あてに要望書を取りつけ、そのコピーを添付すること。なお、プロジェクト責任者は、原則として、協定あるいはR/Dにおける相手国側職員の長とする。

## ロ. 工事設計書

a. 数量計算書(様式は指定しないが、経費概算に必要となる数量計算を明示すること。)

b. 工事図面(縮尺は目安として指定する。)

i. 位置図 縮尺  $\frac{1}{100,000} \sim \frac{1}{10,000}$

ii. 計画一般図 縮尺  $\frac{1}{5,000} \sim \frac{1}{1,000}$

iii. 平面図 全体工事平面図 縮尺  $\frac{1}{2,500} \sim \frac{1}{5,000}$

なお、必要により部分平面図を作成する。

その場合の縮尺は  $\frac{1}{500} \sim \frac{1}{100}$  とする。

iv. 横断面図または側面図 縮尺  $\frac{1}{250} \sim \frac{1}{10}$

v. 必要により構造図及び部分詳細図を作成する。

その場合の縮尺は  $\frac{1}{100} \sim \frac{1}{10}$  とする。

vi. 縦断面図及び配筋図、鉄筋加工図等は必要としない。

c. 概略工程計画表(様式2による)

## ハ. 経費概算見積書

a. 工事費明細書(様式3による)

b. 工事費単価表(様式4による)



2. 提出期限

昭和 年 月 日事業団本部必着のこと。

3. 申請書及び添付書の作成

申請書等の作成は、当概プロジェクト専門家の協力を得て行うと同時に、相手国政府のプロジェクト責任者と十分な連絡調整をとりつつ行うものとする。

モデルインフラ整備費申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総裁 法 眼 晋 作 殿

事務所長

氏名 ㊦

下記によりモデルインフラ整備費の支給を申請する。

記

(1) プロジェクト名

(2) 工 事 名

(3) 概算工事費

(4) 工 事 内 容

A) 工 事 概 要

B) 主要工事数量

C) 工 期

昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日間

(5) 申請の事由

(実施要綱第3条の要件及び工事の目的等を記載すること)

昭和52年10月26日

通達(経)第45号

関係部・室・事務局長 } 殿  
関係機関の長 }

総 裁

海外におけるプロジェクト基盤整備費，応急対策費，専門家  
生活環境整備費，機材供与費及び携行機材費の執行について

事業団の予算のうち，経済協力費の海外における執行は，従来，海外事務所経費及び専門家の一般現地業務費の支出が中心であったが，近時，プロジェクト基盤整備（モデルインフラ整備費），現地業務費の一部としての応急対策費等の事業費的経費の支出が増大する傾向にあり，また近く供与機材の現地調達も実施の予定である。これら事業費的経費の執行に当っては，比較的規模の大きい物品，施設等の取得，処分等を伴うこととなり，従来からの現地業務費の支出手続によることは適当でないと認められるところ，プロジェクト基盤整備費，応急対策費，専門家生活環境整備費，機材供与費（資材を含む。）及び携行機材費の執行については，当分の間，他に定めるもののほか，下記により処理されたい。

記

（適用経費）

第1 この通達は，次の各号に掲げる経費（以下「事業費等」という。）について適用する。

- (1) プロジェクト基盤整備費
- (2) 応急対策費
- (3) 専門家生活環境整備費
- (4) 機材供与費（資材費を含む。）
- (5) 携行機材費

（事業費等の執行の主体）

第2 海外における事業費等の執行は，原則として，会計役（海外事務所長）が行うものとする。

2 海外事務所が設置されていない国，又は事業場所が海外事務所所在地と著しく遠隔である場合は，「役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて」（昭和52年通達（経）第46号。以下「会計役委任通達」という。）の定めるところにより，派遣専門家等に国際協力事業団会計規程（昭和50年規程第11号。以下「会計規程」という。）第10条第1項第8号に定める会計役の業務を委任し，執行させることができるものとする。

3 前各項に定めるほか、事業の執行に当たり、必要と認める場合には、会計役委任通達の定めるところにより派遣専門家等に会計役の業務を委任することができる。

この場合において、委任を受けた派遣専門家等は、随時、所管の海外事務所長（会計役）の指示を受けて行うものとする。

なお、専門家をして事業の立案、予定価格の設定、契約等のすべての業務を行わせる場合は、原則として、企画関係の業務を行う者と契約関係の業務を行う者を別々に委任することにより、会計の相互牽制原則の実をはかるものとする。

第3 総裁は事業費等の執行に当たり、必要があると認めた場合には、役職員をして、期間を限って会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為を行わせることができる。

（事業費等の執行の原則）

第4 事業費等の執行に当っては、会計規程、国際協力事業団会計細則（昭和51年国協達第6号。以下「会計細則」という。）、その他会計諸規程の定めるところにより経理するものとする。

（会計役の計理処理等）

第5 会計役又は会計役の業務の委任を受けた者は、事業費等の執行により取得した物品等の処理については、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 第1に定める経費によって取得した物品等の経理については「開発途上地域に対する技術協力の実施並びに青年の海外協力活動促進のために派遣される人員等の携行する機材及びこれら地域に供与される機材並びに設置される技術協力センターの機材設備に係る固定資産の特別経理について」（昭和51年通達（経）第38号）に準じて処理するものとする。

(2) 物品を取得した場合には、物品管理簿に登記するものとする。

また、毎事業年度末又は事業終了時に物品取得報告書を提出するものとする。

(3) 物品の管理に当っては、「調査用資機材管理細則」（昭和51年国協達第28号）第9条、第10条及び第11条の規定を準用する。

(4) 建物を処分する場合には、国際協力事業団不動産管理細則（昭和51年国協達第8号）第22条の規定を準用するものとする。

土地を処分する場合にあっても同様とする。

（機材供与に係る現地調達）

第6 会計役又は会計役の委任を受けた者が機材供与費により機材を現地調達する場合には、上記第4によるほか、当該機材を相手国政府等に供与する場合にあつては引渡しに先立ち、機材供与報告書を現地在外公館に提出し、当該在外公館を通じて供与しなければならない。すなわち、機材供与費は、相手国政府の要請を受けて機材を供与するものであるから、在外公館を介して所定の手続をとる必要がある。しかし、携行機材の供与については在外公館を介する手続は必要としない。

昭和52年10月26日

通達(経)第46号

関係部・室・事務局長 }  
関係機関の長 } 殿

総 裁

役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて

国際協力事業団会計規程(昭和50年規程第11号。以下「会計規程」という。)第10条第4項ただし書に定める役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合は、下記に定めるところによるものとする。

記

- 第1 総裁は、業務上必要と認める場合は、役職員以外の者に会計規程第11条第8項に定める会計役の業務の全部又は一部を委任することができるものとする。
- 第2 総裁は、第1に掲げる委任に係る事務を、各部・室・事務局長をして行わしめるものとする。
  - 2 各部・室・事務局長は、前項の定めにより委任を行うときは、経理部を経由し、契約担当役の承認を受けなければならない。
- 第3 委任に当っては、予め委任しようとする者の同意を得るとともに、業務の内容、範囲等を明示した委嘱状をもって行うものとする。

モデルインフラ整備費の取扱いについて検討案

農林業協力事業の円滑な実施を図るため、昭和52年度より農林業協力費及び開発技術協力費に、モデルインフラ整備費が計上され新たに(目)プロジェクト基盤整備費として整理されたことにかんがみ、本経費の支給等について必要な事項を下記の通り定める。

記

1. 定 義

モデルインフラ整備費とは、農林業協力事業及び開発技術協力事業(以下「事業」という。)を効率的に推進するために必要な経費のうち、相手国政府が負担しえないもの、または事業開始後早期に予算措置が困難なものであって、かつ技術協力の効率化のためのカウンターパートの訓練、技術の展示等プロジェクト事業の核となるモデル的基盤整備を行うに必要な工事費で別表に掲げる使途に当てる経費をいう。なお、モデルインフラ整備は、相手国政府の要請を前提とするものである。

2. 選 定 条 件

事業を計画通りかつ効果的に進めるため相手国政府の要請を前提として、次の条件を満たすものについて選定する。

- ① プロジェクト協力開始の初期の段階において早急に整備することが必要であるもの。
- ② 派遣専門家が有効な技術指導を行うために専門家の指導助言のもとに整備することが必要と認められるもの。
- ③ 派遣専門家の活動の拠点となるもの。

3. 申 請

モデルインフラ整備費管理者(通達〔経〕第0号「在外における事業費の執行について」及び通達〔経〕第△号「国際協力事業団の役職員以外の者をして会計機関として任命する場合の取扱いについて」に準じ海外事務所の存在する場合は、海外事務所長、海外事務所の存在しない場合は、プロジェクトリーダー、あるいは必要に応じ複数の者をして任命された者とする。以下「モデルインフラ整備管理者」という。)は、モデルインフラ整備費につき事業団が検討し、認定するに必要な当該工事の設計書、経費概算見積書等の書類を添えて事業団に申請しなければならない。

4. 支 給

事業団は、モデルインフラ整備費管理者の申請に基づき、検討の上認定し、予算の範囲で必要と認められる経費を支給する。但し、特に必要と認められた場合には次年度において更に前年度実施したプロジェクトに対し、予算の範囲内で追加実施できるものとする。

経費は、現地業務費とは別取扱いとし、別途口座を開設することとする。事業団はモデルインフラ整備費管理者より公金口座開設報告書に基づき必要な経費を送金するものとする。

#### 5. 実 施

モデルインフラ整備費管理者は、工事を実施しようとする時、事前に相手国政府の当該事業の責任者の承認を取り付けなければならない。工事の実施に当っては、契約の締結等必要な手続きにより、支出の適正化を図るとともに当該工事の実施設計書、工事施行に係わる契約書、経費の支出を示す証拠書類等を保管するものとする。

#### 6. 会計事務処理

##### 別 表

支 出 費 目	費 目 解 説
モデルインフラ整備費	<p>今後新規に整備を必要とする事業プロジェクトについて、その核となるべきモデル的基盤整備工事に必要な経費として整備するものとする。</p> <p>(1) 試験及び訓練圃場等整備費            実験圃場、訓練圃場、試験林、養魚試験池等及びその附帯施設の費用を整理する。</p> <p>(2) 演示及び展示圃場等整備費            演示・展示圃場、演示林、演示放牧場等及びその附帯施設の費用を整理する。</p> <p>(3) 種苗圃等整備費            苗圃、苗畑、採種圃、孵化槽等及びその附帯施設の費用を整理する。</p>

昭和52年度農林業協力費モデルインフラ整備工事計画(素案)

プロジェクト名	工事名	計画及び工事の概要	概算工事費		備考
			工種	金額	
タイかんがい農業開発	試験訓練圃場造成工事	<p>本協力を効果的に実施するため、営農技術等の指導及びチャオピア・パイロット地区約500haの本格着手に先行して、末端整備技術のカウンターパート等への指導を行ないつつ、試験訓練圃場約11ha(うち純圃場面積646ha)の整備を行う。なおこの圃場は、今後タイ国にて大規模に展開される圃場整備事業のモデルとなる。</p> <p>工事の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○圃場造成(整地, 盛土)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水田420ha, 畑226ha</li> <li>整地55,000㎡, 盛土19,000㎡</li> </ul> </li> <li>○堤防                             <ul style="list-style-type: none"> <li>仮堤防(副堤)天端幅員30m, 高さ10m, 延長約820m</li> </ul> </li> <li>○用水施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプ場1カ所(φ9"パーチカル, 上屋750㎡)</li> <li>土水路約1,300m, 横断暗渠他</li> </ul> </li> <li>○排水施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプ場1カ所(φ19"パーチカル, 上屋750㎡)</li> <li>土水路約900m, 横断暗渠他</li> </ul> </li> <li>○圃場内道路                             <ul style="list-style-type: none"> <li>幹線:幅員40m, 延長350m</li> <li>支線:幅員30m, 延長780m</li> <li>いずれもラテライト舗装, コンクリート橋梁(橋長120m)1ヶ所</li> </ul> </li> </ul>	千円		<p>別途供与する建設機械を使用する。</p> <p>ポンプ本体は、別途供与する。</p>
			土木工事	9,000	
			堤防工事	7,200	
			用水施設工事	2,800	
			排水施設工事	5,400	
			道路工事	1,700	
			計	26,100	



プロジェクト名	工事名	計画及び工事の概要	概算工事費		備考
			工種	金額	
マレーシア 水管理訓練 計画	デモンスト レーション ファーム造 成工事	<p>本協力を効果的に実施するため、拠点とな る水管理訓練センターに附属するデモンス トレーション・ファーム 8.7 ha(うち純圃 場面積 4.6 ha)を、専門家によるカウンタ ーパート等への技術指導を行いながら、先 行整備し、その圃場において早期に水管理 訓練の開始を図る。</p> <p>工事の概要</p> <p>○圃場造成(掘削, 埋戻, 整地)</p> <p>4.6 ha(うち地下かんがい 0.34 ha, 暗 渠排水 0.34 haを含む),</p> <p>土工量 29,000 m<sup>3</sup></p> <p>○用水施設</p> <p>ポンプ場 1ヶ所(φ300mm, 上屋 10.0 m<sup>2</sup>)</p> <p>ボーリング(φ300mm, 深さ 15 m)</p> <p>U字フリューム 375 m,</p> <p>横断サイホン φ100mm, 48 m,</p> <p>φ500mm, 8 m,</p> <p>○排水施設</p> <p>土水路 835 m, ヒューム管 φ100 38 m φ500 18 m</p> <p>○圃場内道路</p> <p>幅員 5.0~6.0 m, 延長 990 m,</p> <p>側溝コンクリートスラブ 362 m</p> <p>○その他</p> <p>ネズミ鳥害防止施設</p>	土工工事 用水施設 排水施設 道路工事 その他 工	千円 6,800 2,100 2,500 1,700 6,100 千円 19,200	<p>ポンプ本体は別途 供与</p> <p>防護柵資材は別途 供与</p> <p>デモ、ストレーシ ョンファームに附 帯する用排水兼用 ポンプ場, 堤防及 び貯水池, 道路, アスファルト舗装 は次年度着手する。</p>
			計		

プロジェクト名	工事名	計画及び工事の概要	概算工事費		備考
			工種	金額	
フィリピン、カガヤン農業開発パイロットセンター計画	試験訓練圃場造成工事	<p>本協力を効果的に実施するため、拠点となるパイロット・センターに附属する圃場</p> <p>61haのうち試験及び訓練圃場252haを派遣専門家によるカウンターパートへの技術指導を行いながら先行整備し、早期に実用試験及び訓練の開始を図る。</p> <p>工事の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○圃場造成（掘削，盛土，埋戻，整地） 252ha，土工量12,000m<sup>3</sup>，</li> <li>○用水施設 土水路約300m，RCパイプ（φ12"～24"）約500m他</li> <li>○排水施設 石積水路約400m，暗渠排水252ha</li> <li>○圃場内道路 全幅員100m，舗装幅450m，砂利舗装約600m，アスファルト舗装約350m</li> </ul>	土工工事	千円 5,100	別途供与した建設機械を使用
			用水施設 排水施設 道路工事 計	5,100 2,000 7,200 19,400	
インドネシア養蚕開発	桑園造成工事	<p>本協力を効果的に実施するため、拠点となる養蚕センターに附属する桑園約5ha(平地)を新たに造成するとともに既に造成されている桑園約4ha(傾斜地)のエロージョン防止工事を行い、それぞれ地形に応じたモデル桑園として整備を図ることにより、これら桑園にて早期に栽桑、育蚕等の試験及び展示の本格化を図る。</p> <p>工事の概要</p> <p>1 平地桑園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>刈払い及び立木、石礫除去 約5ha（準備工）</li> <li>深耕，耕起，整地 "（整地工）</li> <li>土壌改良工 "</li> </ul>	平地桑園 準備工事 整地工事 土壌改良工事 道路工事 堆肥舎工事 傾斜地圃場 エロージョン防止工事 道路工事 計	千円 3,300 7,000 1,000 1,800 2,500 2,500 1,400 19,500	土壌改良剤は別途供与

プロジェクト名	工事名	計画及び工事の概要	概算工事費		備考
			工種	金額	
		堆肥舎 200 ㎡, レンガ側壁, トタン屋根 圃場内道路幅員 4.5 m, 延長 1,500 m, 砂利舗装 2. 傾斜地桑園 エロージョン防止工 約 4 ha 圃場内道路 幅員 4.5 m, 延長 1,200 m, 砂利舗装			
バングラデ シュ園芸研 究	試験圃場 造成工事	本協力を効果的に実施するため、拠点とな る園芸研究センターに附属する試験圃場約 8 ha (純圃場面積約 6 ha) を整備し、その 圃場において早期にかんきつ及び野菜種子 に関する各種試験の開始を図る。 工事の概要 ○圃場造成 約 8 ha (かんきつ 3 ha, 野菜種子 3 ha) 土工量 13,000 ㎡ ○用水施設 ポンプ場 1ヶ所 (ボーリングφ150, 90m深) 用水パイプ 1,900 m ○排水施設 土水路 2,500 m ○圃場内道路 幹線 (幅員 6.0 m, 延長 1,700 m) 支線 (幅員 4.5 m, 延長 1,000 m) レンガ舗装 ○その他 フェンス取付工 1,300 m	土工工事 用水 施設工事 排水 施設工事 道路工事 その他 計	千円 5,200 3,600 400 5,900 700 千円 15,800	ポンプ及びパイプ は機材供与により 別途措置 防護棚資材は別途 供与

プロジェクト名	工事名	計画及び工事の概要	概算工事費		備考
			工種	金額	
バンダパン ガン森林造成	苗畑及び採種園造成工事 森林防火用施設整備工事	<p>本協力を効果的に実施するため、派遣専門家によるカウンターパート等への技術指導を行いながら、森林造成に必要となる優良種苗確保のための苗畑、採種園火災からの防備のための森林防火用施設の造成、整備を行い、早期に協力の本格化を図る。</p> <p>工事の概要</p> <p>1 苗畑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○整地造成 5ha、土工量 17,000 m<sup>3</sup></li> <li>○用水施設 貯水池 50 m<sup>2</sup> (側壁コンクリートフェーシング、70 m<sup>2</sup>、10cm厚) 用水パイプ (塩化ビニールパイプφ50 ~ 200mm) 20,000 m</li> <li>○取付道路 幅員 4.50 m、砂利舗装、延長 2,000 m コンクリート橋梁 (橋長 10 m) 4ヶ所</li> </ul> <p>2 採種園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○開墾 3ha</li> <li>○圃場管理棟 100 m<sup>2</sup>、平屋木造、ヤシ葉葺屋根</li> </ul> <p>3 森林防火用施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防火監視塔 鉄塔 (高さ 10 m) 2基</li> </ul>	苗畑造成整地造成工事	千円 4,500	<p>別途供与した建設機械を供与する。</p> <p>散水かんがい用資材は別途機械供与により措置</p> <p>別途供与した建設機械を使用する。</p>
			用水施設工事	3,500	
			道路工事	7,000	
			採種園造成開墾工事	1,500	
			圃場管理棟建設工事	1,500	
			森林防火用施設防火監視塔建設工事	2,000	
			計	千円 20,000	

別添参考資料－3

モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について

( T B K - 1 6 )  
( T M L - 2 5 )  
( T J K - 1 8 )  
( T D K - 9 )  
( T K L - 9 )

昭和52年10月25日

バンコック事務所長	北野 康夫	} 殿
マニラ事務所長	吉田 春茂	
ジャカルタ事務所長	鶴見 栄	
ダッカ事務所長	田中 洋	
クアラランブール事務所長	河西 達	

理事 遠藤 寛二 印

モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について

昭和52年度モデルインフラ整備工事の実施に当り、「モデルインフラ整備費の取扱いについて」(後日、総裁通達として施行予定)及び昭和 年度同整備工事実施方針等の作成に資するため、別紙「モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について」により、貴職の意見を11月20日までに提出願いたい。

なお、同別紙は別途タイ・かんがい農業開発プロジェクトリーダー古谷幹雄氏、フィリピン・カガヤン農業開発パイロットセンター計画岩崎浩清シニアアドバイザー及びフィリピン・パンタバンガン森林造成浅川澄彦チーフ・アドバイザー、インドネシア養蚕開発青木清プロジェクト・リーダー、パンブラデシュ園芸研究岩佐俊吉長期調査員、マレーシア水管理プロジェクト・リーダー予定者出口勝美氏あてにも送付してありますので、相互に十分協議の上、一括貴職から提出願いたい。

昭和52年10月25日

タイ・かんがい農業開発プロジェクト・ リーダー	古谷 幹雄	}	殿
フィリピン・カガヤン農業開発パイロッ トセンター計画シニア・アドバイザー	岩崎 浩清		
フィリピン・バンタワンガン森林造成 チーフ・アドバイザー	浅川 澄彦		
インドネシア養蚕開発プロジェクト・ リーダー	青木 清		
バングラデシュ園芸研究長期調査員	岩佐 俊吉		
	出口 勝美		

国際協力事業団

理事 遠藤 寛二 印

モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について

昭和52年度モデルインフラ整備工事の実施に当り、「モデルインフラ整備費の取扱いについて」  
（後日、総裁通達として施行予定）及び昭和52年度同整備工事実施方針等の作成に資するため、  
別紙「モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について」により、貴殿の御意見を伺い  
たいので、11月20日までにバンコック、マニラ、マニラ、ジャカルタ、ダッカ、クアラランブール  
事務所経由で回答のほどお願いします。

なお、同別紙は、別途バンコック、マニラ、マニラ、ジャカルタ、ダッカ、クアラランブール  
事務所長あてにも送付してあります。

## 「モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について」

ご周知のとおり、昭和52年度からモデルインフラ整備費が予算措置され、この実施を図るため、「モデルインフラ整備費の取扱い」（いずれ総裁通達として施行する予定）の素案（別添）の作成及び「昭和52年度モデルインフラ整備工事計画（素案）」（貴職所管プロジェクトに係る部分については別添のとおり）の作成等、検討を進めて参りましたが、いまだ成案を得るに至らず、その実施までには今少し時間がかかりそうな状況にあります。

しかしながら、本年度も半ばを過ぎ、年度内の工事完了はすでに困難と予想されますが、昭和53年度本整備費の予算要求等とも関連し、少なくとも本年度内に送金の上、工事着手までは進めなければなりません。

したがって、JICA本部では、通達の早期施行を目指し、今後関係者との協議をはじめ、積極的に対応することになりますが、他方、本年度工事計画の内容、申請書（設計書等含む）の作成方法、施行方式（契約方式が直営方式）及び施工監理の方法等については、相手国政府のニーズ、現地における測量、設計、積算及び施工監理等の技術的業務への対応の可能性並びに相手国における契約及び施工慣習等を十分配慮しなければならないので、この点については貴職のご意見を聴取いたしたく、下記の各事項につき、ご検討の上ご回答、ご意見及びご質問等いただければ幸いかと存じます。提出期限は11月20日必着でお願いします。

### 記

1. 「モデルインフラ整備費の取扱いについての検討素案」（別添）について、とくに
  - (1) 完成工事物件の所有権及びその管理運営権は当然ながら相手国政府に帰属することになるか。
  - (2) 相手国政府からの要請書のとりつけ及び相手国政府のプロジェクト責任者に当該工事の承認をとりつけることについての難易性、必要な現地での手続、及びそれに要する期間（日数）。
  - (3) モデルインフラ整備管理者は、プロジェクト・リーダーか海外事務所長（海外事務所がある場合）か、いずれが対応しやすいか。
  - (4) 相手国の工事請負業者とリーダーあるいは所長が当該工事を直接契約することは可能か、困難な場合は他にいかなる方法があるか。（契約方式による場合で、ここでは直営方式は除外）。
  - (5) 相手国政府による用地の選定・確保及び完了工事物件の管理運営に関する対応の状況及びその可能性はどうか。

その他(1)~(5)以外でご意見等ありましたらご提出下さい。なお海外における事業費等予算の執行については、本経費を含め、今後増大の傾向にあるがため、その対処策として事業団の会計規程及び会計細則並びに会計機関等に照らし、現在整備中であること申し添えます。

## 2. 「昭和52年度モデルインフラ整備工事計画(素案)」別添)について

本年度の当該工事対象プロジェクトは以下のとおりで、1件当り予算額(標準額は20,000千円となっています。(実施計画は、プロジェクトの規模等によりその額は若干増減することができます。))

農林業協力費 フィリピン・カガヤン農業開発計画

タイかんがい農業開発計画

マレーシア水管理訓練計画

バンブラデシュ園芸研究計画

インドネシア養蚕開発計画

開発技術協力費 バンタパンガン森林造成計画

別添の貴職所管プロジェクトに係る工事計画(案)は、プロジェクトからの提出資料あるいは、同プロジェクトに係る実施設計の契約コンサルタントの協力をえて、本部にて作成したものです。できれば、この程度の工事内容及び工事費で本年度は実施いたしたいと考えております。内容につき十分ご検討の上、ご意見、修正点等ありましたら、連絡して下さい。

なお、この工事計画(案)ではばご了解願えれば、この計画(案)に沿って後日、申請書(設計書等含む)を作成の上、提出していただくことになります。

## 3. 申請書の作成及び提出について

申請書の様式については、現在検討中で、後日、申請書提出依頼を連絡します折、できれば、必要なフォームを作成の上、送付いたしたいと考えておりますが、今のところ想定される必要提出書類は以下のとおりです。ご意見等ありましたら、ご指摘下さい。

### (1) 申請書

内容. a. 申請の事由(通達の別表中の該当費目の明示を含む)

b. 工事名 c. 概算工事費 d. 工事概要(工事数量, 施工方式)[契約又は直営]及び工期を含む)

(2) 相手国政府からの要請書(写)[相手国政府プロジェクト責任者→モデルインフラ整備管理者]

### (3) 設計書

内容. a. 工事の目的 b. 工事図面(位置図, 平面図, 横断図または側面図, その他, 工事施工に必要となる構造図及び縦断図) c. 使用資機リスト

d. 概略工程計画表

(4) 経費概算見積書(工事明細書, 工事単価表含む)

## 4. 施行方式について

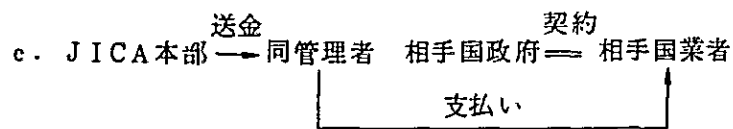
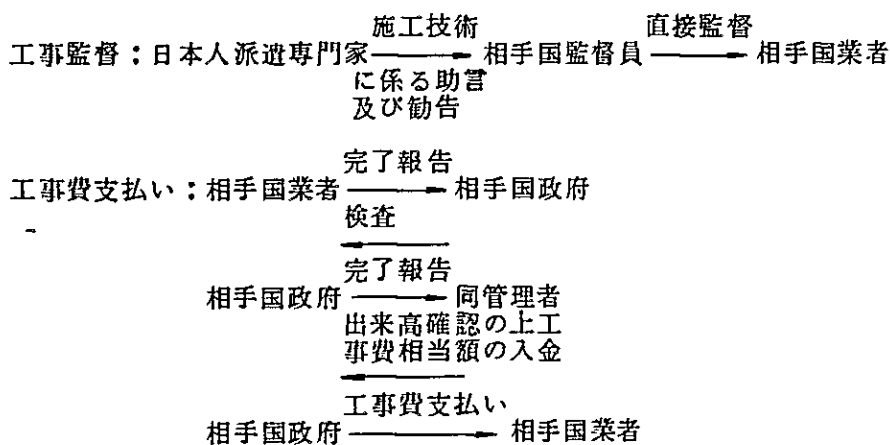
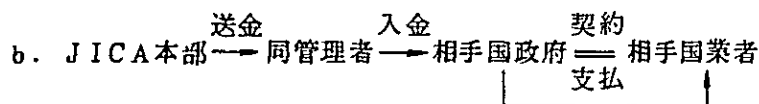
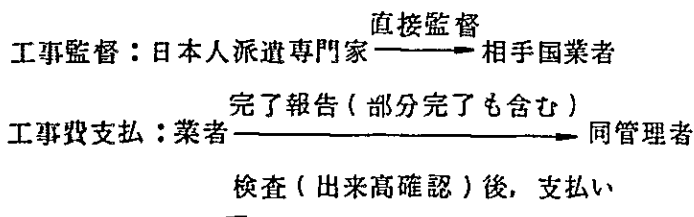
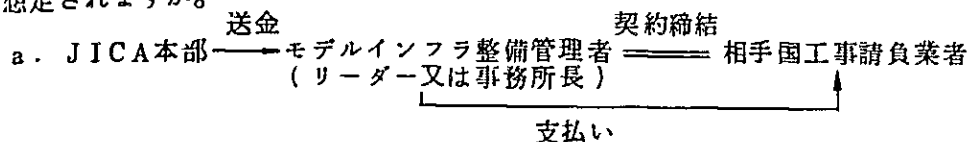
貴職所管プロジェクトの当該工事施行方式は、契約方式によるか、直営方式によるか、いず



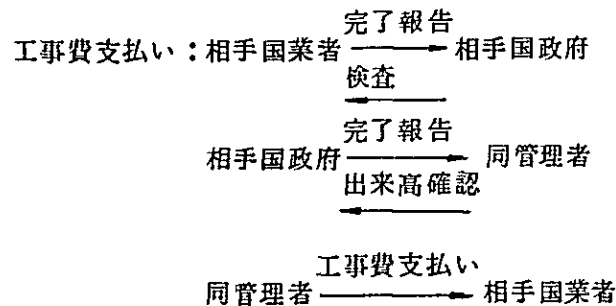
れが適当と考えられますか。

(1) 契約方式による場合

前述 1 (4) と一部重複するが、経費の流れ及び契約は、責任国の場合は、いずれのケースが想定されますか。



工事監督：bの場合と同様



d. その他のケース（具体的に説明されたい。）

次に業者選定方法は、a. 競争によるか、随契が一般的か、また、b. 責任国における契約締結に至る具体的プロセス（手続）を説明されたい。

例えば、イ. 請負候補業者の推せん又は選定方法

ロ. 請負候補業者へ工事内容説明（工事契約書案、工事図面及び工事仕様書を提示する）を行い

ハ. 請負候補業者から工事見積書を提出（又は入札）させ、請負業者の決定をする。

ニ. 決定業者と契約締結（立合人又は保証人はどうなるか）

以上、一般論ではなくて、当該モデルインフラ工事の場合を想定し、説明されたい。可能な方法でかつ極力簡便な方法が望しく、責任国における同種工事請負契約書及び工事仕様書等の事例の検討をして下さい。

また、わが国からの供与資機材（建設資材、建設機械）を契約請負業者へ供与又は貸与することが可能かどうか。

(2) 直営方式による場合

建設資機材及び労務の調達が可能かどうか。

5. 施工監理及び検査について

施工監理（又は監督）及び検査はそれぞれ誰が行うことが想定されるか。

(1) 派遣専門家（リーダー等が任命をするのが妥当かどうか）

(2) 相手国政府が別途派遣する技術者又はカウンターパート

(3) 相手国のコンサルタント等に契約して行なう

6. 工事施工に必要となる資機材の供与について

当該工事の施工に当り、52年度中に供与される予定以外の資機材で、必要不可欠であり、かつ責任国ではその調達が困難、又は甚しく高価であり、本部からの緊急供与を要請したいものがあれば、その品目、銘柄数量等をリストアップされたい。（なお、これは参考資料として、受理するものであり、正式要請は別途受理する）

7. 契約業務及び技術的業務の対応について

契約業務として 工事請負契約書の作成、請負業者の選定、契約締結施工時における業者への適正な指示及び命令

施工上、契約上のトラブルの解決、経理上の責任の負担

技術的業務として 現地測量、工事図面の作成、建設単価の調査、積算、数量計算、建設資機材及び労務の調達方法の検討、工事仕様書の作成、施工監理、出来高検査

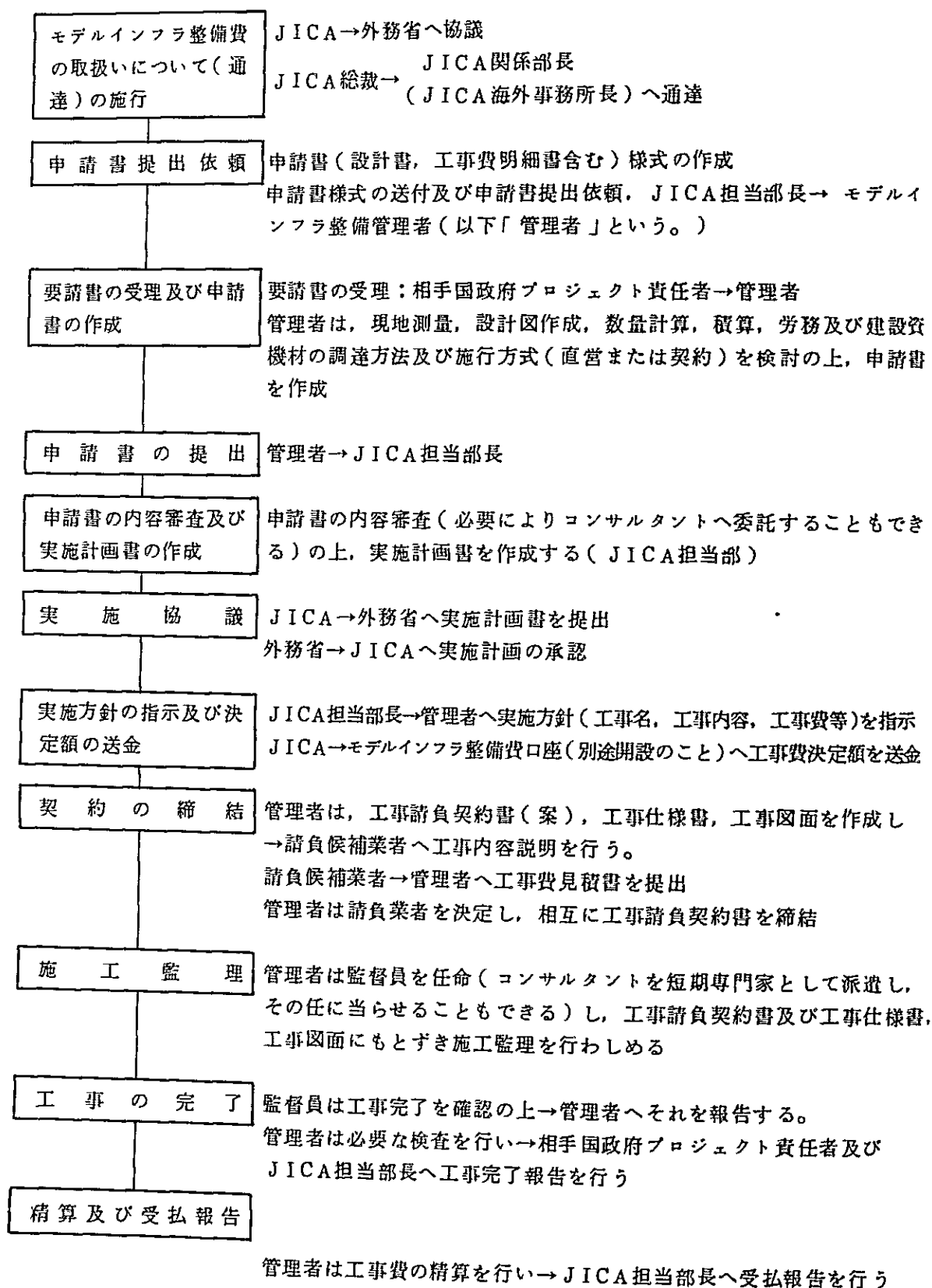
以上の業務が想定されるが、これらの諸業務を現行派遣長期専門家により対応が可能かどうか、困難な場合の対応策を説明されたい。

なお、仮に以上の対応が困難な場合で、当該工事の促進を目的に別途専門家を派遣することが必要と想定される場合は、その専門分野、人数、期間、派遣元（農林省、民間建設会社、民間コンサルタント、その他具体的に）についてご意見を提出して下さい。

8. その他、本件についてのご意見、ご質問等ありましたら、お聴かせ下さい。

以 上

モデルインフラ整備工事の実施フローチャート



BK 151

昭和52年11月20日

国際協力事業団

理事 遠藤 寛二 殿

バンコク事務所長

北野 康夫

モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について(回答)

貴信 52.10.25 付 T B K-16 に関し、

カンガイ農業開発プロジェクト古谷リーダーとも協議した結果、別紙のとおり回答申し上げますので、よろしくお取計らい願いたい。

(以上)

1. 「モデルインフラ整備費の取扱いについての検討素案」について

(1) 完成工事物件の所有権及び管理運営権は相手国政府に帰属することとなる。(タイかんがいの場合にあつては、技術協力の一環として実施するものであり、従つて出来上つた施設は供与するものであり、管理運営権者は、相手国政府となる。)

(2) 相手国政府からの要請書のとりつけ及びプロジェクト責任者の工事の承認をとりつけることは、可能である。

〔手続〕 ALRO→DTEC→EMBASSY(JICABANGKOK)→外務省→JICA本部

〔所要期間〕 1ヵ月程度

(3) 管理者については、海外事務所長が対応し易いと考える。

(理由) 実質的には、リーダーが行うこととならうが、リーダーはタイ側に近い関係にあり、海外事務所が存する場合にあつては、形式的にせよ、所長が管理者となることが好ましい。

(4) 業者と管理者が直接契約を結ぶことは、理論的には可能と考えられる。但し、この方法は契約慣習、施工慣習が異なるなかで、直接の当事者となつた場合、問題が生じたときの対応、相当の困難が想定され、実際的でないと考えられる。したがつて、後記4-(1)-「bケース」によることが適当である。

(5) 相手国政府による用地の選定・確保及び完成工事物件の管理運営は可能である。

2. 「昭和52年度モデルインフラ整備工事計画(素案)」について

全体工事金額については、工事計画(素案)でよいと考える。但し工事実施に当り、ボーリング及び測量を行うための「調査測量費」が必要であり、全体工事費にこれを含めるべきであ

る。所要額は全体工事費の8%程度が考えられる。

3. 申請書の作成及び提出について

事前提出資料については、予算実施計画に使う程度の資料とし、(3)設計書、(4)経費見積書は、不要と思われるので削除願いたい。

4. 施工方式について

契約方式がよいと考える。(直営方式の場合、日本からの供与機材が使えるというメリットがあるが、この整備費が政府への歳入として入金された場合歳出に当り議会の議決及び大蔵省予算局の許可等が必要となり、又事務手続等に長期間を要し、必要時に金の支出が不可能となる可能性が大きい。)

(1) 契約方式による場合

経費の流れ及び契約は「b」ケースがよいと考える。(下記bケース参照)

b ケース：JICA本部 → 送金 管理者 → 入金 ※ タイ国実施官庁 → 契約 業者 支払

※注 タイ国実施官庁はタイ政府の意味ではなく、この場合ALROを指す。

また、管理者からのタイ側への入金は、契約に基づく支払額の限度において行う。

a ケース：施行慣習、契約慣習の異なるなかで、直接の当事者となる事は相当の困難があり、トラブルをさける意味で、この案は採用すべきでない。

c ケース：管理者からタイ国実施官庁への送金がないため、タイ国実施官庁は金の裏付けがなく契約が出来ない。

また、業者選定方法は、

a. 競争による。

b. 契約締結に至るプロセスは、日本と同様、設計図書を作成→業選→現場説明→入札→契約。

日本からの供与資機材を業者に供与することは勿論のこと貸与することは不可能である。

(理由) 関税に関する法律により無税で輸入した機械を業者に貸与することは禁止されている。

(2) 直営方式による場合

上記のとおり、直営方式での実施は不可能である。

5. 施工監理及び検査について

監督及び検査は専門家の指導のもとに(2)のカウンターパート等により、行うことが可能であり、又望ましい。

(1)は、4(1)aケースと同じ理由で、又は(3)は、カウンターパート等により実施可能であり、

技術協力の一環として考慮するに、採用すべきでない。

6. 工事施工に必要な資機材の供与について、上記4に示すとおり、契約方式により、かつ、供与機材の貸与は不可能なため全て業者持での施工を考えているので、本件工事施工に必要な機材の追加供与は必要ない。

7. 契約業務及び技術的業務の対応について

契約業務及び技術的業務については、現行長期派遣専門家により対応が可能である。但し、ブルドーザによるレベリング施工のオペレーティング及びポンプ据付の技術指導に当る短期専門家（約1ヵ月程度）夫々1名の派遣が必要である。

8. その他

モデルインフラ整備工事の実施フローチャート（案）について

「実施方針の指示及び決定額の送金」までは予算実施計画程度の業務内容及び資料とし、「契約の締結」以降は工事施行のための業務内容及び資料としていただきたい。

MNL 373

昭和52年11月25日

国際協力事業団

理事 遠藤寛二殿

マニラ事務所長

吉田春茂

カガヤン及びパンタパンガンプロジェクトのモデルインフラ整備工事

1. 今般、岩崎チーフ・アドバイザーより別添のとおりモデルインフラに係る事務連絡を提出越したので、送付申し上げます。
2. パンタパンガン植林プロジェクトの回答書は11月24日休暇帰国した浅川リーダーが直接本部へ持参提出する。
3. 上記2プロジェクトの意見書は当事務所に於て十分協議のうえ作成されたもので当方も同意見であることを申し添える。

モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について（回答）

モデルインフラ整備工事に関し、かねがね御高配を賜っていること感謝申しあげる。なお提出期限の遅れについては、本照会文の入手は11月21日（月）であったので念のため申し添える。

1 モデルインフラ整備費の取扱いについての検討案案について

- (1) 完成工事物件の所有権及び管理運営権は当然相手国政府に帰属する。
- (2) 比側の要請書ならびにプロジェクト責任者に当該工事の承認をとりつけることについては国防大臣 Enlire 氏宛の書簡により処置できる見込みである。なお現地での手続に要する期間は約一ヶ月である。
- (3) モデルインフラ整備管理者はプロジェクト・リーダーが妥当である。
- (4) CCC財務担当官は、リーダー又は所長が請負業者と直接契約することは好ましくない旨のべている。又支払については、管理者から相手国業者に直接支払うことが望ましいと云っている。
- (5) 用地確保については、目下強制買収進行中である。完了工事物件の管理運営については、比側で対応するので問題はない。

2. 昭和52年度農林業協力費モデルインフラ整備工事計画(案案)増額については、52年9月9日付C1-52-68をもって要請したとおり22,472,000円を支給されるよう再度御配慮をいただきたい。なお計画及び工事の概要は次のとおりである。

- 1) 圃場造成(堀削, 盛土, 埋戻, 整地 3.13 ha 土工量 12,000 m<sup>3</sup>)
  - 2) 用水施設(圃場内)パイプライン延長約600mの伏設コンクリート水路約450m, 制水バルブ取付, 高架水槽設置
  - 3) 排水施設(圃場内)石積水路約400m, 暗渠排水 3.13 ha RCパイプ(φ12"~24"), 排水ポンプ場一式
  - 4) ポンプ場施設, 土量400m<sup>3</sup>, コンクリート量40m<sup>3</sup>, 法面補護2,200m<sup>2</sup>, パイプライン鉛ビパイプ伏設延長約800m 仮設工事他
  - 5) 通信制御取付一式
3. 申請書の作成について

申請書(4)については、設計額を記載するもので業者による見積書の提出は困難である。

4. 施行方式について

- 1) 契約方式はCが好ましい
- 2) 一般的には指名競争入札であるが、本件に関する契約業者の選定は既に競争入札によって選定されたパイロットセンターメインコンプレックスの業者と随意契約をすることになる。まず契約にさきだち工事内容を説明し請負候補業者から工事見積書を提出させる契約は相手国政府が行ないこの契約に際し管理官は立会人となり契約書に署名する。

3) 直営方式による場合

資材労務の調達は困難である。更に工事の施工管理, 工程管理, 出来高管理については多数の技術者を要する。



5. 施工監理及び検査について

1) リーダーが派遣専門家から担当官を任命することが妥当である。

2) 相手国政府は担当官のカウンターパートを監督員に任命する。

なお検査については、リーダーおよび比側のプロジェクトディレクターが行う。

6. 工事施工に必要となる資機材の供与について

52年度第3次供与機材中のバックホーの緊急分割船積を要請したい。

7. 契約業務及び技術的業務の対応について

業務の対応は関係機関(NIA)の協力により工事の促進を計りたい。

又今回要求のモデルインフラの工事内容が特殊なためこの専門家を派遣すべく手続中である。

1) 専門分野

ポンプの自動制御装置の取付及び総合テスト(ポンプ運転配管水槽排水ポンプ)の指導

2) 人数

1名

3) 期間

53年4月-7月 4ヶ月間

4) 派遣元

製造メーカー(久保田鉄工)

別添

24 November 1977

CERTIFICATION

TO WHOM IT MAY CONCERN:

This is to certify that the brown envelope under Registry No. 187 was given to Mr. HIROKIYO IWASAKI, CIADP, Department of Agriculture on 21 November 1977.

LORENZO YANGCO

Liaison Officer

Records Section

Department of Agriculture

国際協力事業団

遠藤寛二 理事 殿

フィリピン、パンタパンガン

森林造成プロジェクト

チーフ・アドバイザー 浅川 澄彦

モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について

52. 10. 25 付国協（農開）第 10 - 236 号でご照会のあった標記の件について別紙のとおりお答えします。

別紙

1. モデルインフラ整備費の取扱いについての検討素案について

- (1) 完成工事物件の所有権及びその管理運営権は当然ながら相手国政府に帰属します。
- (2) 要請書のとりつけ、承認のとりつけは容易であり、プロジェクト責任者さえおれば一両日で可能である。
- (3) モデルインフラ整備管理者は、日本側のプロジェクト責任者があたるのが適当と考えている。
- (4) 日本側リーダーが相手国工事請負業者と直接契約することは可能である。
- (5) 用地の選定、確保及び完了工事物件の管理運営に関する対応は満足がいくはずである。

2. 昭和 52 年度モデルインフラ整備工事計画（素案）について、

ご検討いただいた案に異論はありませんが、その後の現地事情を考慮し可能であれば、防火監視塔を一基増設希望します（計 3 基）

3. 申請書の作成及び提出について

とくに意見ありません。

4. 施行方式について

専門家間の討議比側プロジェクト責任者との討議をとおしてえられた結論は次のとおりである。

当プロジェクトの当該工事施行方式は、現状では直営方式によらざるをえないように思われる。その理由は、地利がわるく、請負経験のある業者があまりいるようには思われないこと、かりに若干あるとしても結局監督が必要で、結果的に直営と同じことになりそうである。なお、北側プロジェクトディレクターも直営式を強くすすめている。

- (1) しかしかりに契約方式による場合、a, が望ましいように思われる。比側プロジェクトディレクターも a, が望ましいとしているが、b, c とくに b はつよく否定した。なお、a の

場合、日本人整備管理者と比国請負業者の直接契約においてトラブルがおこることが想定されるが、比国側プロジェクトディレクターは、所属 Bureau of Forest Development と、JICA マニラ事務所の間に覚書の如きものを交換しておき、万一トラブル発生の際には全面的にバックアップできる態勢をつくるべきであるというコメントを示した。

この方式によることがきまれば、覚書の内容を上記 Bureau の御制御局で検討することになっている。

業者の選定方法は、a. 競争によるのが一般的で、d. 具体的プロセスはイ・公告、ロ・候補業者への内容説明、ハ・見積書提出、請負業者の決定、ニ・契約締結となる。

また、供与資材の供与、貸与は可能である。

(2) 直営方式による場合、建設資機材及び労務の調達が可能である。

#### 5. 施工監理及び検査について

前記、覚書相手側の役割を具体的に加え、できるだけ相手側の関与をはかることにしたいが、監理検査の責任は派遣専門家がとることになると思われる。

#### 6. 工事施工に必要となる資機材の供与について

事業計画の繰上げ実施が必要となっていることもあり、別紙計画（素案）に計上されている予算とく外に追加していただけるのであれば、パワーシャベル、通信機などの緊急供与を要請したい。

#### 7. 契約業務及び技術的業務の対応について

現在の長期専門家とカウンターパートでほぼ対応できると考えているが、実施の時期、方式によつては、短期専門家の追派を要請する必要がおきることも予想される。

#### 8. その他の意見

(1) この種の子算が継続することを切望していますが、予定しているものは、精密試験圃とその付属施設などである。

(2) 適時に、有効に使えるよう、会計手続きをできるだけ簡素化してほしいと考えている。たとえば、専門家及びカウンターパートの輪談制をとることが考えられるが、このような check-system をとり入れた上で、現地業務費のような扱い方を可能にしてほしいと考えている。

52年11月12日

国際協力事業団

理事 遠藤 寛二 殿

ジャカルタ事務所長

鶴見 栄 印

モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について（回答）

傍記に関し、52年10月25日付貴信TJK-18により照会のあった事項について、養蚕開発協力プロジェクト青木チーム・リーダーと連絡協議の上別添のとおり意見等とりまとめたので提出申しあげる。

別 添

モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会についての回答1部

以 上

（別 添）

モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会についての回答・

1の(1)について

工事物件は、本プロジェクトでは桑園そのもの及び、それに付随したコンクリート沈下橋で、土地に付属したものである。

これらの管理運営は、日本人専門家とインドネシア側の合意を得た管理運営計画により、行なわれるもので、かつ、その管理運営、補修等に関する一折の経費は、インドネシア政府が負担することとなるものである。従ってこれらの物件の所有権と管理運営件はインドネシア政府に帰属させられるのが適当である。

1の(2)について

相手国政府からの要請書のとりつけ、及び相手国政府プロジェクト責任者から当該工事の承認とりつけには、何らの困難はなく、又、実施に当たっての手続きも殊にない。但し、要請書のとりつけには、2-3週間を要すると思われる。

1の(3)について

工事請負業者所在地及び工域地が、事務所々在り地から隔絶した地域（ウジュンバンダン市及びその近郊の場合）にあつては、チーム・リーダーが対応する方が、より実質的、機能的と考へる。

但し、現在のチームに、工事に関する業務を凡て一任するのでは、チームの負担も大きく、

時間的、労力的、殊に経理業務に関しては、大きな重圧となる可能性がある。この解決方法としてはこれらの点に関して、チーム・リーダーを補佐することのできるコーディネーターを派遣することである。

なお、チーム・リーダーが管理者に任命されても、事務所々長が側面的に問題点等についてアドバイスできるように、本部・チーム間の文書コピーは必ず事務所々長にも送付するよう部内統一を図っていただきたい。

#### 1の(4)について

相手国業者と、モデルインフラ整備管理者との間で直接契約することとなる。

但し、インドネシア政府担当者も契約書に立会人として署名する。

#### 1の(5)について

本プロジェクトの桑園不足が明かになった時点で、インドネシア政府は用地の選定、確保に積極的に動き、Bili-Biliから7 Kmはなれた地点に約6 haの用地を確保した。

インドネシア政府としても、養蚕センターの重要性を十分認識しているので、管理運営は、専門家の指導のもと、十分に行なわれるものと期待できる。

#### 2について

貴方提示の計画（素案）は、金額的にも、現地の要望を十分満たしているが、現地の実情から内容的に、チームとしては、次のような施工を考えている。

Bili-Biliの傾斜地桑園においては、エロージョン防止工として、土留工、石垣工及び排水路工を行なう。

新たに、確保した平坦地桑園予定地では、一部緩傾斜地もあるので、緩傾斜工、土留工、排水路工をエロージョン防止のために行ない、更に付近の放牧牛侵入防止のため有刺による牧棚工と、それに用地には中央部を横断する低地があるので、雨期に備えて沈下橋の建設を計画している。

しれがって、整備工事計画の内容については、別添のチーム案を御勘案いただきたい。

#### 3について

貴見に同意します。但し、詳細な設計画、仕様書等の作成については、派遣専門家において又は、相手国政府機関において、種々な理由から作成困難な場合には、日本から、そのために短期専門家等を派遣することを前提としていただきたい。

なお、本Projectでは、すでに短期専門家の派遣をうけ、設計書、仕様書は完成されている。

#### 4について

契約方式が適当である。

#### 4の(1)について

契約、経費支出の流れは次のとおり生じており、当Project関係のインドネシア政府負担の建設事業は、凡て、Colli社と随契で行なっている。

この地域では、競争入札は現段階では、考えられない。仮りに、大手業者を保証人に立てて、地元の業者と競争入札によって契約することとすれば、業者との契約金は非常に割高になり、少なくとも現在見積られている工事費では実施不可能であり、更に、保証に立つ大手業者があるかどうか疑問である。

ウジュンバンダンでも、建設業者との契約には、特に保証人を立てて行なっていない。したがって契約の手続きとしては。(a) 請負候補業者は、イ政府の信用ある Colli 社を、イ政府から推せんをうけて、随契とする。(b) イ政府担当者を交え、Colli 社に対し、工事内容を図面、仕様書、契約案を提示して、説明する。(c) Colli 社から工事見積書を提出させ、これをイ政府担当者立合のもとに説明させ、チェックする。(d) 契約に当っては、契約書に工事内容、工事完了期間、工事費、工事費支払い方法、違約の場合の責務を具体的に明示する。保証人は立てないが、イ政府担当者を立合人として署名させる。(e) 工事費の支払いは、後払いが原則であるので、一つの工事を3分割で支払う。即ち、分割された工事量に応じて、その終了分の担当額を支払っていくこととなる。業者が違約した場合、施工済みの工事相分の経費は支払うが、そこから、全契約額の3-5%を違約金として、徴求できる。

なお、日本からの供与機材を契約業者に供与又は貸与することは、イ政府担当者が認めない。

#### 4.(2)について

直営をやるための建設機械、機材及び労務の自己調達を行なうだけの、時間的、労力的余裕は専門家にもイ政府にもない。

#### 5について

監督には、チーム・リーダーが裁桑の専門家を任命している。この専門家は、インドネシア政府の監督に対して従来から施工上、技術上の助言等を行なっている。

#### 6について

目下の処、特になし。

#### 7について

契約業務については、イ政府の協力を得て、チーム・リーダーが、行なうも、契約案のチェックについては、在ジャカルタの大手日本業者のアドバイスを受けることを考えている。ただ経理上の業務遂行に当っては、現在の日本人専門家チームに凡て負担させることには、無理があると考えてるので、既述のように、コーディネーターの派遣をここで、更に要望する。

技術業務については、すでに、短期専門家の派遣を得て、殆ど前半の設計、計算関係は完了している。又、施工監督、出来高検査は、現在の専門家で十分可能である。

チーム・リーダーは、農業土木の専門家1名を3カ月派遣してもらえばよりよいとしているも絶対必要とはしていない。

別添

昭和52年度農林業費

モデルインフラ整備工事計画(案)……1部

以上

別 添

昭和52年度農林業協力費モデルインフラ整備工事計画(案)

プロジェクト名	工事名	計画および工事の概要	工 種	概 算 工 事 費		
				RP(円)	円(円)	
インドネシア 養蚕開発	桑園造成 工 事	<p>即に造成完了した桑園および応急対策費によって土地の傾斜度緩和工事を終り、間もなく植付けを行なう予定地(以上Bili Bili)のエロージョン防止のための土留石垣工事・排水溝設置の工事を行なう。</p> <p>また、上記Bili Biliにおける造成桑園の不足分を補なうために、別に新たに確保した土地(Pakatto=Bili Biliと約7 km離れている。この土地の傾斜度はBili Biliほどではないが桑園造成緩エロージョンの恐れもあるので、ブルドーザーによる傾斜度緩和工事の要あり)の傾斜度緩和工事・土留工事・排水溝工事、および中央部に横たわる細長い低地における架橋工事を行ない、また2カ所の井戸および、桑植付緩の放牛による桑葉食害防止のための棚工事を行なう。</p> <p>以上によって養蚕センターにおけるインドネシア技術者に対する栽桑・育養等の技術指導ならびに、必要の試験および展示の本格化を図る。</p> <p style="text-align: center;">工 事 概 要</p> <p>1. Bili Bili 桑園(約4 ha)</p> <p>1) 工事用仮建物 1-1)</p> <p>2) 土留石垣工事 363 m 1-2)</p> <p>3) 排水溝 工事 363 m(土壌沈澱槽工事を含む。) 1-3)</p> <p>2. Pakatto 桑園(約5 ha)</p> <p>1) 工事用仮設建物 2-1)</p> <p>2) 土壌傾斜度緩和化工事 2-2)</p> <p>3) 土留石垣工事 1,027 m 2-3)</p> <p>4) 排水溝工事 1,027 m 2-4)</p> <p>5) 架 橋工事巾 4 m長さ 5.4 m 2-5)</p> <p>6) 井 戸工事(2) 2-6)</p> <p>7) 有棘鉄線棚工事 13,200 m 2-7)</p> <p style="text-align: center;">(1,200 m 11段)</p> <p style="text-align: center;">計</p>				
					千RP	円
					100	70
					6,500	4,550
					2,900	2,030
					100	70
					7,700	5,390
					2,500	1,750
					6,100	4,270
					1,900	1,330
					180	130
					3,400	2,380
					31,380	21,770



昭和 52 年 11 月 17 日

国際協力事業団

理事 遠藤 寛二 殿

ダッカ事務所長

田 中 洋

モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について（回答）

標記の件に関し、下記のように回答いたします。

「モデルインフラ整備費の取扱いについての検討素案」（別添）について

- ページ 2
- (1) 完成工事物件の所有権及び管理運営権は相手国政府に帰属します。
  - (2) 一般的な技術協力に関する公文書の流れはバングラデシュにおいては計画省（Ministry of Planning）を通して行なわれ、本件に関してもその場合は、大使館からバ政府計画省に対し、本件実施についてわが方に用意がある旨連絡し、これを受けて計画省が農業省へ文書を流し、農業省から園芸研究協力計画の実施機関である BARI へ通知され、つぎに BARI から農業省を通じて文書が計画省へ行き計画省で検討したうえで大使館へ正式文書が出されることになり、それに要する期間は早くとも 1 カ月はかかる見通しです。但し本件は去る 11 月上旬に締結した R/D に園芸研究協力計画については、実施機関として日本側は JICA、バ側は農業省と明訳してある為、現在の当事務所と BARI との協議では、JICA ダッカ事務所とバ政府農業省間の文書処理でよいのではないかと判断しています。

上記二者間の文書の交換で、バ園内の免税措置に関しても全く問題がないかどうか現在検討中です。
  - (3) モデルインフラ整備管理者は工事及び契約について豊富な知識を持っていることが必須であり、この点からみて本件園芸研究協力については、具体的な方法として業者の送定、契約書の作成等契約業務は主に海外事務所長が行ない、一方、工事予定価格締結後の工事監督はプロジェクト・リーダー（本件については専任の派遣専門家）の責任のもとに行ない、検査（出来高確認）は日本から出張して、これに当りその場合、海外事務所長とプロジェクト・リーダー（派遣専門家）は検査（出来高確認）に立合うことにするべきと考えます。
  - (4) ダッカで工事請負業者と直接契約することは可能です。
  - (5) 園芸研究協力計画では、試験圃場が既に決定しており、又、完了工事物件の運営管理に関してもバ政府は意欲があり問題はありませぬ。また管理運営に関する助言

協力については、来年度日本人専門家の派遣が見込まれているプロジェクトですから自信を持ってよいと思います。

「昭和52年度モデルインフラ整備工事計画（素案）」について

ページ4 3 申請書の作成についてもプロジェクト専門家が必要ですので、今回は意見を差し控えます。

ページ5 4 施行方式については直営方式と一括下請業者と契約する方式とありますが、また直営方式はすべて日本側のベースで実施出来る利点があるが、その為には当然然るべき日本側人員の配置が必要となり、これは現在及び将来にわたって無理と考えます、従って次は一括下請業者を使うことになるが、この場合、JICAが直接一括下請業者と契約することが望ましい方法です。

バ政府と業者と契約させて援助、協力機関がその出来高に応じて出金し、支払うという方式は、さっぱり仕事ははかどらないのが当地の実情です。JOYDEPURのBARI研究所の建設はその一例で、これはアメリカの援助ですが施行方法は、バ政府が業者と契約して実施しておりその出来高に応じてアメリカ側がバ側に支払っている方式です。この工事が着工以来たいへん年数をかけていますが未だに完成せず、後から着工したCERDIプロジェクトの方がはるかに早く完成する見通しです。

貴信のフローチャートではaに当たりますが、但しこのaにおける「管理者」が検査、出来高確認を行なうのは略式で、これは別の者が行なう方が望ましいと思います。

ページ7 契約方法について

バ国における官庁契約は一般に入札により行なわれておりそれも一般競争入札で新聞等にTENDER NOTICEを出して行っています。実状は応募等が業者の信用程度にばらつきがあり、バ国業者の信用について市広く把握することは困難です。

入札の一例としては、最近ダッカ市内で行なわれた政府関係の建物の入札では21の業者が参加し行なわれ、予定価格が160万タカ程度の建築工事に対して最高が240万タカ、最低が100万タカという札が入ったということです。この件は結局、最高及び160万以下の業者を除いて、残りの5社を再審査の対象として、その中から一社を選び、決定したいということで、この例からも外国人が入札を行なうことは危険を伴いません。

園芸研究協力計画圃場整備については随契が望ましいと考えますが、当地の業者は入札についての報告に述べた如く信用の状態において優劣が激しく、一括下請業者を相手とする契約の場合等に相手方の信用度が決め手になります。従って、これまでの実績を十分考慮した上で信用の点から一社にしぼり工事内容説明を十分に行

なった上で工事見積書を提出させ、工事見積書が当方の工事内容説明に十分合致するかどうか確認したうえで予定価格の範囲内で契約すべきです。

わが方からの供与資機材を契約請負業者へ供与又は貸与することは供与先の了解を取りつければ可能ですがその為に業者が得る利益は当然契約金額に影響する訳ですから、契約を結ぶ段階で何を施主側から供与、貸与するか明確にする必要があります。

(2) 直営方式は無理と思います。

5. 施工監督はリーダー（専門家）の責任の下に行ない、検査は日本から検査官が出張することが必要です。

ページ 8 6. ブルドーザー 2台

（ARIはリースを考えていますが未だ見通しは立っていません。）

ページ 8 7. 現在バングラデシュ園芸研究協力計画は短期・長期専門家とも皆無なので現在のままではモデルインフラ整備工事の実施は不可能です。CERDIの専門家はリーダー、調整員他全員CERDIプロジェクトで手一杯で本件までは手が回りません。

本件を推進するのであれば試験圃場造成の専門家1-2名を予定価格作成時から業者の選定期間および工事監督、検査終了まで派遣することが絶対に必要です。試験圃場造成工事に詳しくれば、派遣元は何れでもよいと思いますが、契約の概念を把握している人が望ましいと思います。

別添参考資料について

以下の文言の訂正をご検討願います。

ページ 2 3. 申請

7行目（以下モデルインフラ整備管理者という。）のつぎに「当該プロジェクト派遣専門家及び相手国政府と協議の上」の文言を入れる。

ページ 3 5. 実施

1行目「工事を実施しようとする時事前に」を「工事の実施に当りあらためて」にかえる。

工事実施時期について

バングラデシュは厳しい気象条件の下にある為、5月から9月までの雨期の間、圃場造成工事は全く不可能となります。

従って本件については、来年4月中旬頃までに工事を完工させるがあるいは来年の雨期明けに工事着工するがいずれかを選択することになります。

以上

- ① モデルインフラ予算が新たに設定されたことは、協力事業遂行上大きな前進と思います。  
ただ今回私共の場合5月中旬使途について伺い、さらに9月初旬にも同様御伺いを立てましたが判明せず、実施設計調査団の来バ後初めて内容の概略を知った次第で、殆んどタッチしないまま帰国してしまいました。従って現地においてこれに関しての交渉は一切ありませんでしたので、実務的なお答えは何もできません。御容赦下さい。
- ② 10月末帰国し、初めて日本が黒字減らしに悩んでいる実態が分りました、インフラ予算もその対策のひとつであると思いますので、日本人としてこの施策には理解を示すべきであると考えます。
- ③ 私は技術屋で事務的なことが不得手なのですが、筋から云えばまず技術者が協力相手国の現状を調査して技術援助の計画を立ててから、インフラ整備に任せるべき部分を見出し、予算充当をお願いするのが順序が前後したことも止むを得なかったと思いますが、次年度からは調査団の派遣に事務調整員が同行してその時にインフラ整備費支出を決定するか、長期調査員の場合はできるだけ途中で事務調査員を派遣して事務的な観点から共にインフラ整備費支出の計画を立てるようにされるがよいと思われます。私の場合御送り頂いた項目内容はとても難解で自分一人ではとても対応できません。
- ④ 日本から潤沢に予算が出て相手国へ施設機器材を供与してやれるようになったことは、現地の専門家にとっては肩身が広く喜ばしいことだと思います。  
しかし矢鱈に相手国の乞食根性を刺激し、また専門家自身が喜んでやる者の立場から高慢な態度になっては逆効果になりかねません、これまでも世界で一番金を出し、一番嫌われている国もあるようですが、その二の舞を演じてはならぬと思います。要は直接相手国に接する立場の人の態度如何によると思いますが。
- ⑤ バングラデシュは世界の最貧国で、インフラ整備は最も効果が挙るところと思います。現在のところ彼らの日本に対する感じは、日本人は良い人間ばかりで、働らき者で、しかも金持ちだということで好評ですが、この上金や物のために折角の評判を落すようになってはなりません。この国は貧乏のうえ、回数という国柄で、金や物を使いこなすことには慣れておらず、専ら心の問題が重視されているようですから、慎重に対処しないとイケません。
- ⑥ 施設整備について次年度またはそれ以上の期間に亘って継続を要請されることがよくあります。日本は単年度予算のために、次年以降の約束ができませんが、この際単発的な予算でなく

年度を越しても支出を約束してやるようにはならぬものでしょうか。

相手国の対応は緩慢で、とても日本ベースにはついて行けません。単年度予算に縛られこれに追われていては専門家の方もその督促だけに精力を使い果し、本来の仕事ができなくなるおそれがあります。予算額も大きいことですから、インフラ専門の事務調査員派遣が必要でないかと思われます。

昭和52年11月8日

国際協力事業団

理事 遠藤 寛 二 殿

クアラルンプール事務所長

モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について

10月25日付貴信TKI-9号により照会のあった標記の件について、下記の通り回答する。

記

1. (標題省略)

(1) 所有権、および管理運営権は、相手国政府に属するが、その運営については、日本側と協議の上、実施することとなる。

(2) 要請書、承認の取付は可能であるが、日時を要する場合がある。

(3) 水管理センターの場合、クアラルンプール(海外事務所々在在)より遠離地にあるので、プロジェクト・リーダーが管理者となることが望ましい。

その理由は、この種工事の場合完成度に応じて出来高払いが、必要でありその都度K.Lからチェックすること、及び手紙での連絡にかなり日時を要すること等、センターのプール分と異なり、種々の確認が離して実際にそぐわない。

(4) 管理者と工事請負業者との直接契約は可能。(但し、Fマ側、センターが契約し管理者が支払うことを希望している。)

(5) すべて可能で、対応の状況は時日を要する場合もあるが、良好。

2. 日本側実施設計(案)でFマ側が了承すれば、これでよい。

3. この程度の要請内容は必要と考へる。

4.(1) (1-1) 当国の場合、ケース(a)が適当となった。

(1-2) 国家事業の場合競争入札が、一般であり契約プロセスは次の通り。

イ 入札公示(普通ランク別に業者が登録されているが、登録していない業者

は、別の手続が必要)

ロ 応募

ハ 工事内容説明

ニ 入札

ホ 契約締結(立合人は必要であり、また業者は、銀行保証書を必要とする)

(1-3) 相手側の了承の上、供与または、貸与することは可能。

5. 派遣専門家及び相手国側の技術者相方である。
6. 工事内容から勘案し、当国に於ける工事については、資機材の供与は不要である。
7. 派遣専門家がこれら業務を実施することは可能であるが、センター開設当初は種々の業務に忙殺されることが予想され、実施設計担当者が派遣されることが望ましい。

昭和52年11月8日

国際協力事業団

理事 遠藤 寛 二 殿

出 口 勝 美

モデルインフラ整備工事の実施に関する意見について(回答)

国協(豊開)第10-236号貴信に係るこの件については、御照会の内容がマレーシア現地における調査にまつべきものが少くないので意見を差し控えたところですが、クアラルンプールからの別の情報によって修正されることを期待して、下記に私見を述べます。

なお、このモデルインフラ整備工事として貴団が予定されている工事に対して先方は工事の計画設計そのものを決定するに至らなかった、という去る8月末に私がマレーシアを離れた時期までの事情をよく御承知願います。

また、マレーシア国はイギリス統治下にあった諸国の中でも最も制度が整っているとみられ、会計法規その他この事業に関係ある諸法制が確立されていることは、この件の取扱上注意すべきことであると考えます。

記

1. (標題の記載を省略、以下同じ)

(1) 当然

(2) 要請書と承認書の取付は難かしくはないが、担当者が不在(海外出張等)の場合は代理がきかず悪くすると1カ月以上も日数がかかることがありうる。

(3) 日本の制度のように支出負担行為と支出を分けて担当させることは、本件の場合には適当でないであろう。

マレーシアは公共事業は国営であれば連邦中央部局で一括運営しているから、工事と会計の事務が分離されていない方が望ましい。

(4) 直接契約は可能。

(5) いずれも可能で、対応状況はまず良好。

2. 日本側の実施設計に先方が同意すれば、この計画でよいでしょう。

(その正式の同意がまだないのです)

3. (1)-(4)に示された項目と内容は会計上必要でしょう。ただ、なるべく様式などを固定しないことが望ましい。

4. (1) ケース a, ただし監督には相手国の技術者の協力がある。

( ) 不明, 要調査

(2) 直営は可能であるが、そのための機能を臨時に備えることは困難。

5. 4.(1)のとおり。

6. 資機材の供与は不要

7. 実施設計の担当者は工事期間中派遣されることが望ましい。

8. このプロジェクトの推進について9月以降まったく連絡がないのは異様であって、それが先月来のケランタン(このプロジェクトの現場)における非常事態や政府の強行措置といかに関係するのか、調査が必要。

モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会に対する回答とまとめ

照会事項		パンダラデシエン園芸研究	インドネシア発券開発	マレーシア水管理訓練計画
項目	内容			
1. (1)	物件の帰属	相手国政府 可能, 最低1ヶ月必要	相手国政府 困難なし, 2~3週間	相手国政府 可能, 最低1ヶ月間
(2)	相手国政府からの要請書 のとりつけ等	契約業務: 事務所長 工事監督: プロジェクト・リ ダーの責任のもので 検査: 本部から派遣 可能	プロジェクト・リーダー(ただ し, コーディネーター派遣が必要 事務所長は側面的協力)	遠隔地につき, プロジェクト・ リーダーの方が便利
(3)	モデルインフラ整備管理 者			
(4)	事務所長等と相手国業者 との直接契約	可能	可能, ただし, 相手国政府側に 立合人として署名させる 用地は既決定。管理運営は専門 家の指導下で対応可能。	可能
(5)	用地の選定・確保及び管 理運営に関する相手国政 府の対応	用地は既決定。管理運営に関し 問題なし		いずれも可能, 対応状況は良好
2.	52年度工事計画(素案) について	意見保留(専門家不在のため)	修正案の提出あり	相手国政府の同意あればこれ よし
3.	申請書の作成及び提出	意見保留(専門家不在のため)	本部(素案)に同意	本部(素案)にはほぼ同意。ただ し, フォームは弾力的に
4.	請負契約方式か直営方式	事務所長を契約主体とする契約 方式	プロジェクト・リーダー(外領 につき, 事務所長は困難)を契 約主体に, 相手国政府側立合人 とする契約方式。工事監督は, 直接監督は相手国政府監督員, 専門家はこちらに対する助言 随契 不可能	プロジェクト・リーダーを契約 主体とする契約方式。ただし, 工事監督には相手国政府の協力 必要。
5.	競争入札が随意契約 業者への資機材供与 施工監督及び検査	随契 可能 施工監督は, プロジェクト・リ ダーの責任下で検査は日本か ら検査員派遣 ブルドガー 2台 農業土木専門家1~2名の派遣 不可欠	業者への直接監督は相手国政府 側が行い, 専門家は施工技術上 の助言(相手国監督員へ) 特になし コーディネーター派遣不可欠。な お農業土木専門家1名	随契 不要 監督には相手国政府の協力必要
6.	施工に必要な資機材供与			
7.	実施上の人的対応			不要 実施設計担当者(コンサルタン ト)を派遣するので詳しい。



項目	照会事項内容		相手国政府 ファイビン・バンタパンガン森林造成 相手国政府 可能, 1 両日程度	相手国政府 ファイビン・カガヤン農業開発 可能, 約1ヶ月間	相手国政府 タイ・かんがい農業開発 可能, 約1ヶ月間
	物件の帰属 相手国政府からの要請書 のとりつけ等 モデルインフラ整備管理 者 事務所長等と相手国業者 との直接契約	用地の選定確保及び管理 運営に関する相手国政府 の対応 52年度工事計画(案案) について			
1.(1)			相手国政府 容易, 1 両日程度	相手国政府 可能, 約1ヶ月間	相手国政府 可能, 約1ヶ月間
(2)			日本側のプロジェクト責任者 (プロジェクト・リーダー) 可能	プロジェクト・リーダー 不可能ではないが、トラブルが 生じたときの対応策上、適当で ない。	形式上、事務所長、実質的には プロジェクト・リーダー 不可能ではないが、トラブルが 生じたときの対応策上、適当で ない。
(3)			これら対応は満足がいくはず	用地は強制買収が進行中。管理 運営は問題なし。	可能
(4)			案に異論なし、もし可能ならば 防火監視塔を2基から3期に増 設希望	増額修正案の提出あり	工事計画(案案)はこれでよし。 ただし、工事費の8%程度の調 査測量費(ボーリング, 測量) が必要。
(5)			とくに意見なし	とくに意見なし	提出資料は予算実施計画書程度 とし、設計書及び経費見積書は 削除されたい。
2.			現状では直営方式。仮に契約方 式による場合はプロジェクト・ リーダーを契約主体とする。な お、契約上のトラブル処理に相 手国政府側のバックアップをえ られるよう管理者と相手国政府間 で覚書を交換する。	相手国政府側が契約主体となり、 管理者が立合い人となる契約方 式。	提出資料は予算実施計画書程度 とし、設計書及び経費見積書は 削除されたい。 相手国政府側が契約主体となる 契約方式。施工及び契約慣習の 異なる中で、日本側が直接の当 事者になることは、相当の困難 があり、発生したトラブルの処 理がでない。
3.			競争入札か随意契約 業者への資機材供与	随契	競争による。 不可(関税に関する法律によ り禁止されている)
4.			施工監督及び検査	派遣専門家のカウンタナーパー トを相手国政府が監督員に任命す る。検査は相手側プロジェクト・ ディレクター及びリーダーが行う。 バックホー ポンプ専門家技術者(製造メーカ) の派遣手続中。	派遣専門家のカウンタナーパー トを相手国政府が監督員に任命す る。検査は相手側プロジェクト・ ディレクター及びリーダーが行う。 バックホー ポンプ専門家技術者(製造メーカ) の派遣手続中。
5.			施工に必要ない資機材供与 実施上の人的対応	派遣専門家のカウンタナーパー トを相手国政府が監督員に任命す る。検査は相手側プロジェクト・ ディレクター及びリーダーが行う。 バックホー ポンプ専門家技術者(製造メーカ) の派遣手続中。	派遣専門家のカウンタナーパー トを相手国政府が監督員に任命す る。検査は相手側プロジェクト・ ディレクター及びリーダーが行う。 バックホー ポンプ専門家技術者(製造メーカ) の派遣手続中。
6.					供与機材の貸与は不可能につき、不要。 建設機械のオペレーション及び ポンプ専門家技術者の派遣が必要。
7.					

(参考)

モデルインフラ整備工事に関する意見照会の回答に対するコメント

52. 11. 30

農業開発協力部

本件に関し、5事務所長及びプロジェクト・リーダーに照会中であるが、現在のところ、そのうち3事務所長等から回答があったので、その結果からの主要な意見及び問題点を中間的に整理すると以下のとおりである。

1. 契約者

原則として、事務所長とし、なお相手国政府を契約の立合人として署名させることが望しい。また、仕事情形によって事務所長が契約者になりえない場合は、相手国政府側と事務所長との連署方式をとる方向で検討する。契約書には、事務所長及び相手国政府のそれぞれの立場を明記しておく。

2. 工事監督

施工業者に対する直接の監督は相手国政府監督員によることとし(この点は契約に明記したい)、派遣専門家は上記監督員に対し必要な助言を与えることとする。この点については、今後事業団会計規程とのからみで検討する必要がある。

3. 検査はJICA側(管理者の責任下)で行うことを原則とし、相手国政府側による検査報告をJICA側が裏書する方式も可能。

4. 工事実施のための専門家派遣

設計・施工監督、検査に関し、管理者を補佐し、又相手国政府監督員等に対し技術的助言ができる専門家の別途派遣を可能ならしめること。特に、契約、施工監理分野ならびに任国の施工慣習等に経験を有した民間サイドから専門家が望しい。このためには派遣専門家に対する技術費の支給を可能ならしめるよう、S.53要求中の当該予算の措置が不可欠となる。

### Ⅲ モデルインフラ整備事業に係る 一連の事務手続



### Ⅲ 昭和52年度モデルインフラ整備事業に係る一連の事務手続

昭和52年度モデルインフラ整備費申請書の作成及び提出について

資料Ⅲ-1に示すとおり、昭和53年2月6日付担当理事名により関係海外事務所長及び関係プロジェクト・リーダーあてに通知した。

資料Ⅲ-1

( T B K - 2 1 )  
( T M L - 3 1 )  
( T J K - 2 5 )  
( T K L - 1 2 )

昭和53年2月6日

バンコック事務所長	北野 康夫	} 殿
マニラ事務所長	吉田 春茂	
ジャカルタ事務所長	鶴見 栄	
クアラルンプール事務所長	河西 達	

遠 藤 理 事 印

昭和52年度モデルインフラ整備費申請書の作成及び提出について

農林業に係る技術協力事業の円滑な実施を図るため、昭和52年度予算において農林業協力費及び開発技術協力費にモデルインフラ整備費が計上されたことに伴い、このモデルインフラ整備費の昭和52年度内支払を目途に、これまで別添-1「モデルインフラ整備実施要綱」の制定をはじめ、同要綱の運用方針の検討等の作業を鋭意進めてきたところであるが、同要綱についてはすでに2月1日付で制定されたので、同要綱の周知徹底を図り、当該整備事業の実施に際し、遺漏なきを期せられたい。

なお、昭和52年度の当該整備事業の実施に当たり、同要綱のほか、同要綱の運用に当たっての留意事項、申請書作成要領及び工事実施要領（施工管理、検査及び工期等）等を含む「昭和52年度モデルインフラ整備事業実施方針」を別途指示すべく検討中であるが、昭和52年度も差し迫り貴職から申請書がすみやかに提出されることが望まれるので、前述の実施方針の指示は追って行うこととし、差し当り、急を要する申請書の提出を促進させるため、別添-2「モデルインフラ整備費申請書作成要領（案）」を送付するので、とりあえず同要領（案）にもとづき至急申請書の作成に着手されたい。

また、申請書の作成に当っては、昭和52年10月25日付「モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について」にて、参考に提示した昭和52年度工事計画（案）に対する貴職からの回答を勘案して作成した別添-3「昭和52年度モデルインフラ整備費申請書作成のための執務参考資料」を参考に供せられたい。

なお、申請書の作成及び当該整備事業の実施に際し、貴職がその協力を得ることができる対象プロジェクトの派遣専門家にも当該整備事業に関し、周知徹底を図るため、タイかんがい農業開発・プロジェクト・リーダー・古谷幹雄、フィリピン・カガヤン農業開発・シニア・アドバイザー・岩崎浩清、フィリピン・パンタパンガン森林造成・主席顧問・浅川澄彦、インドネシア養蚕開発・プロジェクト・リーダー・青木清、マレーシア水管理訓練計画・プロジェクト・リーダー・出口勝美氏に対し、同要綱、同要領（案）及び同執務参考資料を別途送付したことを申し添える。

タイ・かんがい農業開発プロジェクト・ リーダー	古谷 幹雄	}	殿
フィリピン・カガヤン農業開発シニア・ アドバイザー	岩崎 浩清		
フィリピン・パンタバンガン森林造成 主席顧問	浅川 澄彦		
インドネシア養蚕開発プロジェクトリー ダー	青木 清		
マレーシア水管理訓練計画プロジェクト リーダー	出口 勝美		

遠 藤 理 事 印

昭和 52 年度モデルインフラ整備費申請書の作成及び提出について

農林業に係る技術協力事業の円滑な実施を図るため、昭和 52 年度予算において農林業協力費及び開発技術協力費にモデルインフラ整備費が計上されたことに伴い、このモデルインフラ整備費の昭和 52 年度内支払を目的に、これまで別添-1「モデルインフラ整備実施要綱」の制定をはじめ、同要綱の運用方針の検討等の作業を鋭意進めてきたところでありますが、同要綱につきましては、すでに 2 月 1 日付で制定されましたので、今後、申請書の作成及び当該整備事業の実施に当り、協力（あるいは、一部業務の委任）をお願いします貴プロジェクト派遣専門家に、その内容の周知徹底を図られたく、同要綱を送付いたします。

なお、申請書の作成及び当該整備事業の実施に際し、同要綱のほか、同要綱の運用に当たっての留意事項、申請書作成要領及び工事実施要領（施工管理、検査及び工期等）等を含む「昭和 52 年度モデルインフラ整備事業実施方針」を別途通知すべく、現在、検討いたしているところでありますが、昭和 52 年度末も差し迫り、申請書が速かに提出されることが望まれますので、前述の通知は追って行うこととして、差し当り、急を要する申請書作成に供するため、別添-2「モデルインフラ整備費申請書作成要領（案）」及び別添-3「昭和 52 年度モデルインフラ整備費申請書作成のための執務参考資料」を送付いたしますので、これを基に申請書作成作業に協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、作業に当っては、パンコック、マニラ、ジャカルタ、クアラルンプール、海外事業所長の指示を受け相互に十分連絡調整の上、行われるよう重ねてお願いいたします。

モデルインフラ整備費申請書作成要領(案)

1 申請に必要となる書類

(1) 申請書(様式1による)

記載事項 a 申請の事由(実施要綱第3条の要件を満たすこと)

b 工事名

c 概算工事費

d 工事内容(i 工事概要, ii 主要工事数量, iii 工期)

(2) 添付書類

イ 相手国政府等の要望書(様式の指定なし)

相手国政府のプロジェクト責任者から海外事務所長あての要望書のコピーを添付すること。なお、プロジェクト責任者は原則として、協定あるいはR/Dにおける相手国側職員の長とする。

ロ 工事設計書

a 数量計算書(様式は指定しないが、経費概算に必要な数量計算を明示すること)

b 工事図面(縮尺は目安として指定する)

i 位置図 縮尺  $1/100,000 \sim 1/10,000$

ii 計画一般図 縮尺  $1/5,000 \sim 1/1,000$

iii 平面図 全体工事平面図縮尺  $1/2,500 \sim 1/500$

なお、必要により部分平面図を作成する。その場合の縮尺は  $1/500 \sim 1/100$  とする。

IV 横断面図または側面図 縮尺  $1/250 \sim 1/10$

V 必要により構造図及び部分詳細図を作成する。その場合の縮尺は  $1/100 \sim 1/10$  とする。

VI 縦断面図及び配筋図、鉄筋加工図等は必要としない。

c 概略工程計画表(様式2による)

ハ 経過概算見積書

a 工事費明細書(様式3による)

b 工事費単価表(様式4による)

2 提出期限

昭和53年2月28日事業団本部必着のこと。

3 申請書及び添付書の作成



申請書等の作成は、当該プロジェクト専門家の協力を得て行うと同時に相手国政府のプロジェクト責任者と十分な連絡調整をとりつつ行うものとする。

様式一 1 ( 甲 )

モデルインフラ整備費申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総裁 法 眼 晋 作 殿

海外事務所長

氏名

印

下記によりモデルインフラ整備費の支給を申請する。

記

- (1) プロジェクト名
- (2) 工 事 名
- (3) 概算工事費
- (4) 工 事 内 容
  - A) 工 事 概 要
  - B) 主要工事数量
  - C) 工 期 昭和 年 月 日～昭和 年 月 日 日間
- (5) 申 請 の 事 由 ( 実施要綱第 3 条の要件及び工事の目的等を記載すること )

概略工程計画表

工種	工事量	年月	年月	年月	年月	年月	年月

注：パー・チャートで記入すること。



当り単価表

一金

(単価番号 号)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

当り単価表

一金

(単価番号 号)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

昭和52年度モデルインフラ整備費申請書作成のための執務参考資料

プロジェクト名	工 事 名	申請の事由及び工事内容	概 算 工 事 費		備 考	
			工 種	要 求 額		予定額(案)
タイかんがい農業開発	試験訓練圃場造成工事	<p>1 申請の事由(参考)</p> <p>本協力を効果的に実施するため、営農技術等の指導及びチャオピア・パイロント地区約500haの本格着手に先行して、末端整備技術のカウンタート等への指導を行いつつ、試験訓練圃場約11ha(うち純圃場面積6.46ha)の整備を行い、この圃場は、今後タイ国にて大規模に展開される圃場整備事業のモデルとなる。</p> <p>なお、タイ国政府プロジェクト責任者から別添に示すように、当国の財政事情を鑑み、本工事をわが国の経費負担により実施されたい旨の要望が提出されている。</p>	土工	9,000千円	8,800千円	ポンプ本体は機材供与により別途措置
			堤防工事 用水施設工事 排水施設工事 道路工事 計	7,200 2,800 5,400 1,700 26,100千円	7,000 2,500 5,000 1,700 25,000千円	
		<p>2. 工事内容</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>約65haの圃場整備(用排水施設及び農道含む)及び周辺仮堤防の建設を行う。</p> <p>(2) 主要工事数量</p> <p>Ⅰ 圃場造成(整地・盛土)、水田約4.24a、畑約2.34a、 整地約65千㎡、盛土約19千㎡</p> <p>Ⅱ 堤防 仮堤防(副堤):天端幅員3.0m、高さ1.0m、 延長約820m</p>				

プロジェクト名	工 事 名	申 請 の 事 由 及 び 工 事 内 容	概 算 工 事 費			備 考
			工 種	要 求 額	予 定 額 ( 案 )	
フリビン・カ ガヤン農業開発	試験訓練圃場造 成工事	<p>III 用水施設 ポンプ場1ヶ所(φ9"パーチャカル, 上屋約8㎡), 土水路約1,300m, 横断暗渠他</p> <p>IV 排水施設 ポンプ場1ヶ所(φ19"パーチャカル, 上屋約8㎡), 土水路約900m, 横断暗渠他</p> <p>V 圃場内容路 幹線(幅員4.0m, 延長約350m), 支線(延長800m), ラテライト舗装, コンクリート橋1ヶ所(橋長約12.0m)</p>				
			<p>1. 申請の事由(参考)</p> <p>本協力を効果的に実施するため、拠点となるパイロット・センターに附属する圃場6.1haのうち試験及び訓練圃場約3haを派遣専門家によるカウンタートーパートの技術指導を行いなから先行整備し、早期に実施試験及び訓練の開始を図る。</p> <p>なお、比国政府プロジェクト責任者から別添に示すように、当国の財政事情を鑑み、本工事をわが国の経費負担により実施されたい旨の要望が提出されている。</p> <p>2 工事内容</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>約3haの圃場造成及び圃場内の用排水施設の整備を行うとともに、カガヤン川からの導水路の建設を行う。</p> <p>(2) 主要工事数量</p> <p>圃場造成 約3ha 土工量約12,000㎡</p>	<p>土工事</p> <p>用水施設工事</p> <p>排水施設工事</p> <p>導水路施設工事</p> <p>計</p>	<p>6,000千円</p> <p>7,600</p> <p>2,200</p> <p>4,700</p> <p>20,500</p>	<p>ポンプ及びパイプは</p> <p>機材供与により別途</p> <p>措置</p>

プロジェクト名	工事名	申請の事由及び工事内容	概算工事費			備考
			工種	要求額	予定額(案)	
フィリピン・バ ンタバンガン森 林造成	苗畑及び採種園 造成工事	用水施設 土水路約 450 m (一部コンクリート水路) RCパイプ (φ 12' ~ 24') 約 600 m 高架水槽 1ヶ所, 他 排水施設 石積水路約 400 m, 暗渠排水約 3 km, 排水 ポンプ場 1ヶ所 (φ 200 m / m 2台) 導水路施設 塩ビパイプ φ 200 m / m 約 800 m, 水源ポ ンプ場 1ヶ所 (φ 125 m / m 2台) 他				
		1 申請の事由 (参考) 本協力を効果的に実施するため、派遣専門家によるカウン ターパート等への技術的指導を行いながら、本プロジェクト の拠点となる優良種苗確保のための苗畑及び採種園の造成、 整備を行い、早期に協力の本格化を図る。 なお、比国政府プロジェクト責任者から別添に示すように、 当国の財政事情を鑑み、本工事をわが国の経費負担により実 施されたい旨の要望が提出されている。 2. 工事内容 (1) 工事概要 約 5 km <sup>2</sup> の苗畑造成、用水施設及び取付道路の整備、並び に約 3 km <sup>2</sup> の採種園の造成を行う。 (2) 主要工事数量 a 苗畑	a 苗畑 土工工事 用水施設工事 道路工事 b 採種園 土工工事 圃場管理棟 建設工事 c 森林防火用 施設 防火監視施設 建設工事 計	千円 4,500 3,500 7,000 1,500 1,500 0 3,000 21,000	千円 4,500 3,500 7,000 1,500 0 1,000 17,500	散水用資機材は機材供 与により別途措置する。



プロジェクト名	工事名	申請の事由及び工事内容	概算工事費			備考
			工種	要求額	予定額(案)	
インドネシア養蚕開発	桑園造成工事	<p>整地造成 約 5.4a, 土工量約 17,000 m<sup>3</sup></p> <p>用水施設 貯水池 50 m<sup>2</sup> (側壁コンクリートフェーシング), 用水パイプ (塩ビパイプφ 50 ~ 200 m / m 約 20 千 m)</p> <p>取付道路 砂利舗装 (幅員 4.5 m, 延長約 2 km)</p> <p>コンクリート橋 (橋長約 10 m) 4ヶ所</p> <p>b 採種園 約 3.4a</p>				<p>リビン・パンタバンガン 1 件のみであり、予算額 20,000 千円の範囲的で、園場管理棟及び監視鉄塔以外の工種を増やすことは可能。</p>
		<p>1. 申請の事由 (参考)</p> <p>本協力を効果的に実施するため、拠点となる養蚕センターに附属する桑園約 5.4a (緩傾斜地) を新たに造成するとともに、既に造成されている桑園約 4.4a (傾斜地) のエロージョン防止と工事を行い、それぞれ地形に応じたモデル桑園として整備を図ることによりこれらの桑園にて早期に栽桑、育蚕等の試験及び展示の本格化を図る。</p> <p>なお、イ国政府プロジェクト責任者から別添に示すように、当国の財政事情を鑑み、本工事をわが国の経費負担により実施された旨の要望が提出されている。</p> <p>2 工事内容</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>約 4.4a の傾斜地既造成桑園のエロージョン防止及び約 5.4a の緩傾斜地桑園の造成並びにエロージョン防止を行う。</p>	千円	千円	千円	
			a 急傾斜地桑園エロージョン防止工事	6,650	6,100	
			b 緩傾斜地桑園土工工事エロージョン防止工事その他工事	5,460	5,000	
			計	6,020	5,500	
				3,840	3,400	
				21,970	20,000	

プロジェクト名	工 事 名	申請の事由及び工事内容	概 算 工 事 費		備 考
			工 種	工 事 費 予 定 額 ( 案 )	
		(2) 主要工事数件 a 傾斜地桑園 エロージョン防止工 土留石積約360 m, 排水溝約 360 m 他 b 傾斜地桑園 桑園造成(傾斜緩和及び整地)約5.4a エロージョン防止工 土留石積約1030 m, 排水溝 約1030 m その他工事 橋梁(幅員40 m, 橋長約55 m) 井戸2ヶ所, 放牧牛段入防止柵			
マレーシア水管 理訓練計画	デモンストレー ション・フエー ム造成工事	1 申請の事由(参考) 本協力を効果的に実施するため、拠点となる水管理センタ ーに附属するデモンストレーション・フアーム87.4a(うち 純圃場面積4.64a)を専門家によるカウンタート等への 技術指導を行いながら、先行整備し、その圃場において早期 に水管理訓練の開始を図る。 なお、マ政府プロジェクト責任者から別添に示すように、 当国の財政事情を鑑み、本工事をわが国の経費負担により実 施されたい旨の要望が提出されている。	土 工 事 用 水 施 設 工 事 排 水 施 設 工 事 道 路 工 事 そ の 他 工 事 計	6,800千円 2,100 2,500 1,700 6,100 19,200	ポンプ本体は機材供与 により別途措置  防護柵資材は機材供与 により別途措置
		2. 工事内容 (1) 工事概要			

プロジェクト名	工 事 名	申 請 の 事 由 及 び 工 事 内 容	概 算 工 事 費		備 考
			工 種	要 求 額 予 定 額 ( 案 )	
		<p>約 4.6 ㏊ の 圃 場 造 成 及 び 用 排 水 施 設, 農 道 等 の 整 備 を 行 っ ち 。</p> <p>(2) 主 要 工 事 数 量</p> <p>Ⅰ 圃 場 造 成 ( 掘 削, 埋 戻, 盛 土 ) 約 4.6 ㏊ ( うち 地 下 かんがい 約 0.3 ㏊, 暗 渠 排 水 0.3 ㏊ 含 む ), 土 工 量 約 29 千 ㏎</p> <p>Ⅱ 用 水 施 設 ポ ン プ 場 1 ヶ 所 ( <math>\phi</math> 300 m / m, 上 屋 約 10 ㎡ ), ポ ー リ ン グ ( <math>\phi</math> 300 m / m, 深 度 約 15 m ), U 字 フ リ ュ ー ム 約 380 m, 横 断 サ イ ホ ン 2 ヶ 所</p> <p>Ⅲ 排 水 施 設 土 水 路 約 850 m, ヒ ュ ー ム 管 <math>\phi</math> 100 約 40 m, <math>\phi</math> 500 約 20 m</p> <p>Ⅳ 圃 場 内 道 路 幅 員 5.0 ~ 6.0 m, 延 長 約 1 km, 側 溝 コ ン ク リ ー ト ・ ス ラ ブ 約 360 m</p> <p>Ⅴ その他 ネズミ鳥害防止施設</p>			

注：「要求額」とは、52年10月25日付「モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について」に提示した「昭和52年度モデルインフラ整備工事計画案」に対する回答に基づく金額。

「予定額」とは、本部にて全体予算額を勘案し、各工事に内容検討して計算した金額。申請に当たっては、この金額を尊重されたい。